

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-4	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 4 内部統制の充実・強化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 23-18 評価結果農林水産省 23-12 事前分析表農林水産省 24-18 評価結果農林水産省 24-⑫ 事前分析表農林水産省 25-⑱ 評価結果農林水産省 25-⑫ 事前分析表農林水産省 26-⑱ 評価結果農林水産省 26-⑫ 事前分析表農林水産省 27-⑩、27-⑰ 行政事業レビューシート事業番号： 平成 24 年度 0283、0246、0410、0416、0427 平成 25 年度 0323、0123、0180、0187、0203 平成 26 年度 0301、0112、0167、0174、0196 平成 27 年度 0172、0106、0200、0207 平成 28 年度 0181、0211、0218

2. 主要な経年データ								
参考指標	達成目標	基準値等（前中長期目標期間最終年度値等）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	（参考情報） 当該年度までの累積値等、必要な情報
リスク対応計画における取組項目			<ul style="list-style-type: none"> <li>危機管理体制の整備</li> <li>情報セキュリティの確保</li> <li>外部資金の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政との連携</li> <li>種苗の生産と配布</li> <li>契約地の管理</li> <li>効果的な広報の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織間及び職員間のコミュニケーション</li> <li>情報セキュリティの確保とセキュリティシステムの整備</li> <li>育種苗供給への貢献</li> <li>技術の高度化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人材の育成と研修</li> <li>情報セキュリティの確保とセキュリティシステムの整備</li> <li>コスト管理の徹底</li> <li>労働災害原因の究明と対策</li> <li>コンプライアンス確保の体制と取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務の有効性・効率性確保</li> <li>法令遵守</li> <li>契約の適正性の確保</li> <li>情報セキュリティの確保</li> <li>コンプライアンス体制の確立と取組</li> </ul>	

3. 中長期目標、中長期計画、業務実績等、中長期目標評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成 22 年 3 月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会）のほか、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考に、内部統制の更なる充実・強化を図る。
中長期計画	「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成 22 年 3 月、独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知される事項を参考に、内部統制の更なる充実・強化を図る。リスク管理活動などの取組において、PDCA サイクルを有効に機能させるなど、全所的な内部統制の充実・強化を図る。
主な評価指標	—
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<主要な業務実績> 当研究所では、年 3 回開催している研究所会議、毎月開催する理事会、隔週で開催する研究運営会議に理事長及び理事が出席し、業務運営等に関する

意思決定を行うこととしている。また、研究に関しては隔週で行う研究戦略会議及び年 1 回開催する研究推進評価会議、育種事業に関しては隔月の育種運営会議及び年 1 回の育種調整会議、水源林造成事業等に関しては年 4 回の事業運営会議及び年 2 回の整備局長会議に理事長及び理事が出席し、同様に幹部のガバナンスが発揮できるよう内部統制の仕組みを構築してきた。理事長の意思が随時全職員に伝わるとともに、これに対する職員の意見を書き込める電子メールシステムを構築して双方向のコミュニケーションに努めるとともに、組織間、職員間の双方向コミュニケーションを確保する取組も行ってきた。

しかしながら、これまでの取組にもかかわらず、不適切な経理処理、カルタヘナ法違反の不祥事の発生を招いたことから、所内の内部統制の在り方について基本から見直し、国立研究開発法人化に伴う内部統制の充実・強化の要請に対応するため、業務方法書に内部統制及びリスク管理の在り方について明記するとともに、これまでの内部統制及びリスク管理を定めた「業務運営システム運用規程」を「リスク管理規程」に改め、平成 27 年度よりリスク発生防止、リスク発生時の迅速な対応を取れるよう改善を行い、PDCA サイクルによる研究所の業務に係るリスクの識別、評価、管理計画の策定を行った。

さらに、平成 27 年度より森林・林業の研究開発、水源林整備事業に加え、森林保険業務が加わったことを踏まえ、この 3 業務について業務を適正に確保し有効かつ効率的に推進するため、平成 27 年 9 月に「国立研究開発法人森林総合研究所内部統制の基本方針」を策定した。これらを通じて、内部統制強化のための取組を以下のとおり進めた。

#### 「コンプライアンス確保の体制と取組」

平成 26 年度において研究部門で生じた不適正な経理処理及びカルタヘナ法違反事案を受けて、再発防止及びコンプライアンス推進の体制整備を図った。不適正な経理処理事案に対しては、平成 26 年 12 月に公表した中間報告に関して職員にその内容及び再発防止策について周知を行った。平成 27 年 3 月には全役職員を対象に、不適正な経理処理及び研究不正に関するコンプライアンス研修を行い、特別研究員を含む全研究職員から誓約書を提出させ法令遵守を徹底させた。取引業者との直接取引の禁止を徹底し、取引業者（106 社）に対しては、研究職員との直接取引の禁止について周知した。また、取引業者の入構受付を徹底し、研究職員との面会についてもオープンスペースに限定するなどの対策を行った。平成 27 年 3 月より納品物の実地確認と使用状況について抜き打ち検査を行うこととした。平成 27 年 4 月からの物品購入時における物品購入等計画書の作成及び物品購入等理由書の添付の義務づけとその適正性の審査、契約時の審査、検収の徹底を主とする組織体制の強化を図り、物品の発注、契約、検収の仕組みを抜本的に改め二度と不適正事案が生じないようにした。また、カルタヘナ法違反に係る再発防止策として、事前審査の導入等管理体制の見直しと研究職員に対する教育訓練の徹底を図ることとしその厳格化に努めた。セクシャルハラスメント・パワーハラスメントの防止のため、平成 27 年 3 月管理職員向けのパワハラ防止研修を実施した。27 年度からは内部ガバナンスを強化するため、監査室の増員、コンプライアンス推進室及び契約適正化推進室の設置等の組織改正を行った。更に平成 28 年度に向け調達事務と検収の一体的処理のため契約適正課推進室を改組し調達適正課設置のための組織改正の準備を行った。

コンプライアンス体制を維持し推進していくため、毎年、外部有識者を含めたコンプライアンス推進委員会を開催して取組方針を定め、この方針に基づきコンプライアンス確保に向けた研修など多様な取組を実施した。また、組織内の法令遵守体制を強化するため、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、平成 27 年 4 月 1 日から「法令遵守担当理事」を設置（業務承継円滑化・適正化担当から職務、名称を変更）する組織改正を行った。

森林保険センターでは、森林保険業務のコンプライアンスを推進するための基本的な姿勢を定めた「森林総合研究所森林保険センター行動規範」を平成 27 年 5 月 29 日付けで策定し、コンプライアンス意識の向上に努めた。

#### 「情報セキュリティの確保とセキュリティシステムの整備」

平成 23 年度において、職員の自己点検、情報セキュリティ監査並びにソフトウェアの導入状況調査を実施し、情報格付けの徹底や意識の向上等を図った。また、高度化するウイルス攻撃やサイバー攻撃に対して情報セキュリティを強化するため、平成 25 年度において、内閣官房情報セキュリティセンターが策定する「情報セキュリティ対策のための統一基準群」を踏まえ、情報セキュリティポリシーの改訂を行った。役職員を対象に年 2 回の情報セキュリティ教育研修を実施するとともに、緊急の研修も実施し、休職者・長期病休者を除く全役職員（1,503 名）が受講した。また、「標的型メール攻撃」に対する教育訓練を 2 回に分けて実施した。さらに、情報セキュリティ教育研修における全役職員の理解度と知識習得の徹底を図るため e-ラーニングシステムを導入するとともに、自己点検や情報セキュリティ監査を実施し、情報セキュリティ対策の充実を図った。平成 26 年度においては、研究部門においてセキュリティ事案発生時の緊急連絡先を各研究室等に掲示させる等、連絡報告体制整備を徹底した。平成 26 年度上半期までに、外部へ持ち出す USB メモリを全て暗号化 USB メモリに限定し情報セキュリティの向上を図るとともに、全ての業務用 PC について登録作業を実施し、情報機器管理番号を付与する等して情報機器管理を徹底した。平成 27 年度においてもこれらの措置を継続するとともに役職員を対象とした年 2 回の研修や e-ラーニングを用いた研修内容の確認教育、情報セキュリティに係る自己点検等を実施し、役職員の意識向上に努めた。

森林保険センターにおいては、森林保険業務が多数の個人情報を取り扱っていることを踏まえ、情報セキュリティの体制整備、全職員を対象とした情報セキュリティ研修を 3 回実施するとともに、e-ラーニングを用いて研修内容を確認する教育を行った。さらに、委託先であるシステム運用会社や森林組合システムに対する情報セキュリティに関する指示・指導などにより、当センターが保有する個人情報の漏洩防止等に努めた。

#### 「危機管理体制の整備」

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災の経験を踏まえて、「業務継続計画」を検討し作成した。これにより、直下地震等により首都中枢機能等が低下し、ヒト、モノ、情報、ライフライン等利用できる資源に制約のある状況下において、本所として継続すべき優先業務を特定した。さらに、業務継

続力向上のために必要な措置を定め、非常時における優先業務の立ち上げ時間の短縮や早期復旧に資することとした。また、具体的な取組として、停電時の情報収集用として、乾電池式及び手回し発電式ラジオを研究本館各階に配備した。電話輻輳（ふくそう）時の連絡方法として、従来の電話連絡網に加えてメールによる連絡網を追加した。

森林整備センターにおいては、「森林総合研究所森林整備センター防災管理要領」及び「森林総合研究所森林整備センター本部等消防計画」並びに「森林総合研究所森林整備センター本部業務継続計画」を平成 27 年度に改正し、会議等において周知を図るとともに、保存水や保存食及びポータブルラジオなどの防災備品の点検・補充を行った。

「労働災害原因の究明と対策」

森林整備センターにおいては、外部講師による講習会を開催するとともに、「職員が勤務中に負傷又は発病したときの取扱いについて」を制定するなど、労働災害の削減のための取組を実施した。各整備局・水源林整備事務所においても、外部講師等による講義を行うなど、造林義務者に対する労働安全衛生指導を行い、請負・委託作業を行う事業者に対しては、契約締結時に十分な労働安全衛生対策を採るよう指導した。平成 26 年度に発生した重大災害 1 件については、実施計画の承認を一定期間見合わせる等の措置を行った。また、同様の災害が発生しないよう、今回の災害の発生原因及び防止対策等を示し、造林義務者への指導を徹底するよう通知した。育種センターにおいては、労働災害発生の都度全職員に口頭やメールで周知及び注意喚起し再発防止を行った。各作業に必要な免許・資格の一覧表を職員に配付するとともに、免許・資格の保持者を再確認した。さらに、各種安全講習会等に参加し労働安全衛生に対する知識の習得を行った。安全衛生委員会での議事を職員に周知するとともに、「全員参加による安全会議」を特別開催し未然防止に努めた。化学薬品の安全な利用に向けて、SDS 職員説明資料、関係規程及び化学薬品取扱いの手引き等を職員共有ホルダーに掲載し、安全の徹底を行った。自治体（市）の危機対策防災担当者に講演を依頼し、過去の災害の実例を踏まえた講習を受けるなど、労働災害の未然防止に取り組んだ。

「組織間及び職員間のコミュニケーション」

職員が共有すべき重要事項の周知を確実にを行うため、各組織の長は組織内の全職員に対しミーティングなどにより重要事項を周知することとした。また、イントラネット掲示板に新たに「重要事項」のカテゴリーを設け、企画・総務部門の各担当は必ず記載することとし、周知の確実な実行に取り組んだ。さらに、研究業務を円滑かつ効果的に推進するため、「業務報告会」や「研究成果発表会」を通じて研究職員間及び組織間で情報の共有や意見交換を図る態勢作りに取り組んだ。

「人材の育成と研修」

研究部門において中堅・管理職員を対象に研究業務に関する法令遵守について幹部との意見交換する場を設定したほか、採用後 1 年目の職員を対象に各自の研究業務の進捗等について報告会を開催することで各自の研究業務の運営等に関する意識啓発を進めた。また平成 26 年 10 月の新規採用者に対してはコンプライアンス教育を実施した。森林整備センターにおいては、「森林整備センターにおける人材育成の考え方」を平成 27 年 1 月に策定し、整備局長会議などにおいて説明・意見交換を通じ周知を図った。また、専門的知識と広い見識等を有したリーダーを育成するため、平成 26 年 10 月に管理職研修会を実施した。また、水源林造成事業に必要な専門的な知識習得や技術の研鑽（けんさん）のため、財務省会計センターによる「契約管理研修」、「会計事務職員研修」、森林技術総合研修所が実施する「森林・林業研修」に職員を参加させた。

「行政との連携」

林野庁と森林総研の会合を定期的に開催し、行政要望と研究成果の活用について意見交換を行い、今後対応すべき課題を集約した。特に、行政ニーズの高い低コスト林業、木質バイオマス、及び放射能については分野横断的な研究会を組織し、行政ニーズへの対応や今後検討すべき課題抽出等、研究成果が行政施策に活用されるよう努めた。

「効果的な広報の推進」

国民のニーズに対応した効果的な情報を発信するため、広報体制検討委員会を設置し、情報の受け手のニーズを的確に把握することに努めた。また、送付物の内容に合わせた送付先の見直し・仕分作業を進め、効果的な配布に努めた。さらに、見やすいホームページの作成を目的に、全所的にデザイン統一を図った。定期刊行物についてもデザインを一新し、効果的な成果の普及に努めた。一方、刊行物による広報活動の費用対効果を検討し、刊行物の PDF 化によるホームページへの掲載を活用し、印刷経費等の軽減を進めた。

「契約地の管理」

公益的機能を高度かつ持続的に発揮する観点から、長伐期施業あるいは複層林施業を進めるため、契約の期間延長や権利保全を着実に進める必要があることから、契約管理マニュアルに基づき、契約変更手続に取り組むとともに、変更登記手続が行えない契約地については、明認方法により権利の保全を図った。

自己評価

評定 B

<評定と根拠>

内部統制の充実・強化を通じて業務全般にわたる適正化及び運営の改善と活性化を図るため、PDCA サイクルによる研究所の業務に係るリスクの識別、

評価、管理計画の策定を行い、内部統制強化のためのリスク対応の取組を進めた。  
不適正な経理処理及びカルタヘナ法違反の事案が発生したが、以上のように、全所的に内部統制の強化に関し具体的な対策を講じ、平成 27 年度にはコンプライアンス及びリスク管理体制を整備し、取り組んだことから目標を達成したと判断して「B」と評定した。

<課題と対応>  
内部統制の充実・強化については、平成 27 年 4 月 1 日の業務方法書の改定に際しても、積極的に取り組むことを明示しており、全所を挙げて取り組む事としている。さらに、当研究所として、平成 27 年度において取りまとめた「内部統制に関する基本方針」の定着を図り、業務運営に反映させる。

主務大臣による評価

(見込評価)

評定	C
----	---

<評定に至った理由>

- ・研究部門において、平成 25 年度に発生した職員のメールアカウント盗用問題、平成 26 年度に不適正経理処理事案、カルタヘナ法違反が次々と発覚したことを鑑みれば、内部統制の充実・強化が図られたとは言い難い。
- ・コンプライアンス確保の体制と取組について、森林整備センターでは、外部専門機関によるコンプライアンス研修を実施するとともに、水源林造成事業リスク管理委員会を設置・開催し、リスク管理を適切に実施していることは評価できる。
- ・人材の育成と研修については、水源林造成事業に必要な専門的な知識習得や技術の研鑽のため、外部組織の開催する研修等を職員に受講させており評価できる。

<今後の課題>

- ・森林保険業務が移管されてさらに業務が多様化していること等を踏まえ、監査機能を強化するとともに法令遵守を徹底するなど、引き続き内部統制の充実・強化を行う必要がある。
- ・コンプライアンス確保の取組として、外部専門機関によるコンプライアンス研修を全ての職員に受講させるよう取組が必要である。

<国立研究開発法人審議会の意見>

- ・今後の課題として、①全ての職員へのコンプライアンスの徹底が重要である、②再発防止のために、不祥事の起きた背景を把握し、研究者を始め職員の業務の円滑化に資する内部統制の充実が必要である。
- ・内部統制に関する研修などは一度実施したからといって長く効果が続くものではないので、同じような研修でも毎年繰り返し行うことが重要である。

(期間実績評価)

評定	C
----	---

<評定に至った理由>

- ・研究部門において、平成 25 年度に職員のメールアカウント盗用問題、平成 26 年度に不適正経理処理事案、カルタヘナ法違反が次々と発覚し、各事案の発覚後に再発防止策は講じられたものの、発覚前の中長期目標期間全体において内部統制の充実・強化は不十分と言わざるを得ないため、「C」と評定する。
- ・森林保険業務のコンプライアンスを推進するための基本的な姿勢を定めたこと、情報セキュリティの確保に向け、全職員を対象とした研修を実施したことに加え、委託先であるシステム運用会社や森林組合系統に対する指示・指導などにより、森林保険センターが扱う情報の漏洩防止等に取り組んだことについては評価できる。
- ・森林整備センターにおいて、危機管理体制の整備及び労働災害対策等の推進に適切に対処するため外部講師による講習や研修会等の開催したことについては評価できる。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第2-5	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置 5 効率的・効果的な評価の実施及び活用		
当該項目の重要度、 難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 23-18 評価結果農林水産省 23-12 事前分析表農林水産省 24-18 評価結果農林水産省 24-⑫ 事前分析表農林水産省 25-⑱ 評価結果農林水産省 25-⑫ 事前分析表農林水産省 26-⑱ 評価結果農林水産省 26-⑫ 事前分析表農林水産省 27-⑩、27-⑰ 行政事業レビューシート事業番号： 平成 24 年度 0283、0246、0410、0416、0427 平成 25 年度 0323、0123、0180、0187、0203 平成 26 年度 0301、0112、0167、0174、0196 平成 27 年度 0172、0106、0200、0207 平成 28 年度 0181、0211、0218

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
—								

3. 中長期目標、中長期計画、業務実績等、中長期目標評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	業務の質の向上及び業務運営の効率化を図るため、自己評価等を行い、その結果を業務運営に適切に反映させる。 また、外部専門家・有識者等の協力を仰ぎつつ自ら点検を行うとともに、その評価手法の効率化に努め、評価結果を業務運営に適切に反映させる。 研究職員の業績評価は、自己評価を基本に客観性及び透明性を確保した上で、組織としての実績の向上を図るために行い、その結果を資源の配分、処遇等へ適切に反映させる。 一般職員等については、組織の活性化と実績の向上を図る等の観点から、国が実施する評価制度に準じた評価を実施する。
中長期計画	研究所が行う業務の質の向上と業務運営の重点化・効率化及び透明性の確保を図る観点から、外部専門家・有識者による研究評議会を開催して評価、助言を受けるなど、研究所の活動・業務運営全般にわたって外部からの意見を適切な方法で聴取し、それらを研究所の運営に適切に反映させる。 研究開発業務に関する課題ごとの自己評価に当たっては、外部専門家を含む公正な評価を行う。 研究職員の意欲向上及び自己啓発を目的として、研究職員の業績評価を多面的な方向から行う。評価制度は不断の見直しを行い、組織内の良好な意思疎通を図るとともに、評価結果を資源の配分、処遇等へ適切に反映させる。 一般職員等については、組織の活性化と実績の向上を図る等の観点から、国が実施する評価制度に準じた評価を実施する。
主な評価指標	—
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<主要な業務実績> 本研究所の研究運営に関し外部の専門家・有識者からの御意見を頂戴し業務運営に反映させるため、研究評議会を本中長期目標期間中毎年 11 月に本所において開催した。研究評議会委員には、学術団体、NPO、マスコミ、林業家、木材関連企業から 9 名の外部有識者を委嘱し、研究所の研究運営に関し幅広い御意見を頂いている。本会議では、平成 23～26 年においては独立行政法人評価委員会林野分科会より通知された「業務実績の評価結果」、平成 27 年においては農林水産大臣より通知された「業務の実績に関する評価結果」にそれぞれ記された意見に対し、研究所が作成した対応方針が適切であるかを確認いただいている。また、本会議において出された意見に対しては、次年度に対応結果を報告する等、本会議における意見を研究業務の運営に着実に反映していることを確認いただいている。これにより、研究所運営における PDCA サイクルに、法人評価の結果と外部評価委員意見を反映させている。 各支所においても研究評議会を中期目標期間中毎年度開催し、外部有識者である評議会委員に各支所の業務運営、研究概要、主要成果及び広報活動を

報告し支所の運営に御意見を頂いた。このうち、北海道、東北及び九州の各支所では育種場と合同の開催とし、林木育種事業の概要等についても報告した。委員からは、地域特性に応じた研究成果への期待、シカ害対策、東日本大震災被害への対応、地域林業におけるニーズ対応と貢献、天然更新を含む低コスト化、森林資源の持続的管理と有効利用、研究成果の発信、研究成果の還元、バイオマス発電の燃焼灰利用、木質バイオマス資源の安定供給等の研究推進について御意見を頂き、今後の支所・育種場運営への助言を得た。これらの意見については対応策について検討し、次年度計画の見直しに反映させた。

研究重点課題の自己評価に当たっては、9の研究重点課題に対して外部評価委員を招いて重点課題評価会議を開催し、重点課題、研究課題群及び研究項目についてピアレビューを行った。評価結果については、研究推進評価会議において研究課題責任者等による研究所全体での議論を行い、研究運営に反映した。

平成 23 ～ 26 年度に、研究資源の重点化と効果的な運用を図るべく研究推進本部会議を設置し、分野横断的に取り組むべき課題について情勢分析を行うとともに、研究の推進状況、研究者の有機的な連携、研究資源の適切な配分等を検討し、重点研究分野を低コスト林業、バイオマス利用、放射線影響、シカ害対策の 4 課題と定め、研究の現状分析、研究者の有機的な連携、今後の効果的な研究推進について検討を行った。

研究職員の業績評価については、毎年度 4 月から 6 月にかけて実施した。具体的には、各研究職員の職務を、研究業績、内部貢献、外部貢献及び業務推進の部に区分し、それぞれの部における業績を個別に評価した上で、これらを勘案して総合評価を行った。評価結果については、各年度の 12 月期の勤勉手当等に反映した。平成 26 年度には、研究業績の項目において国際的な指数であるインパクトファクターによる評価を導入するなどの評価方法の改訂を行い、平成 27 年度期首から実施した。

一般職員等の人事評価については、国の評価制度に準じた評価を適切に実施するため、研究開発部門においては人事評価実行委員会において評価結果を分析し、目標の設定や目標達成状況等について評価者訓練時に周知した。また、平成 23 年度後期の評価結果から勤勉手当等処遇への反映に活用した。平成 27 年度から新たに移管した森林保険業務部門においても、同様に人事評価制度を導入し、評価結果を処遇等への反映に活用した。公共事業部門（森林整備センター）においては、外部講師等による評価者訓練を管理者全員に実施した。これらの訓練内容は、目標の設定方法や目標達成状況の評価に生かされるとともに、評価結果は国に準じて勤勉手当等処遇に反映させた。

自己評価

評定

B

<評定と根拠>

本所及び支所において外部専門家及び有識者による研究評議会を開催し外部の意見を広く聴取して、研究所の運営に反映させた。また、研究課題ごとの自己評価に当たっては、外部専門家を招いて公正な評価を行った。研究職員の意欲向上及び自己啓発を目的として、研究職員の業績評価を行い、評価結果を処遇に反映させた。一般職等を対象に人事評価を実施し、結果を処遇に反映させた。

以上の結果から、目標を達成したことから、「B」と評定した。

<課題と対応>

第 3 期中期目標期間中は評価を課題別に実施していたため、個々の課題評価は適切にできたものの、全体の成果を総合的に評価に付すことができなかった。第 4 期中長期目標期間においては、農林水産大臣より示された「第 4 期中長期目標」及び「中長期目標の評価軸・評価の視点について」に基づき、評価を着実に実施する。PDCA サイクルを研究所運営に生かし研究所全体の成果の最大化を図る。研究職員の業績評価において、第 4 期中長期計画に明示した「橋渡し」への貢献を反映させていく。

一般職の人事評価については、より公平公正性が確保されるよう、評価者訓練を重ねていくこととする。

主務大臣による評価

(見込評価)

評定

B

<評定に至った理由>

- ・本所及び支所において、外部有識者からなる研究評議会を開催し、委員の指摘を踏まえ、対応策を検討し次年度計画の見直しに反映させたことは評価できる。
- ・9つの研究重点課題の自己評価については、重点課題評価会議を開催し、外部評価委員の経験に基づく診断・評価がなされ、その評価結果を研究所全体で議論し、今後の基本方針や研究業務の効果的な推進について検討を行うなど、PDCAが有効に機能しており評価できる。
- ・研究職員の業績評価を行い、評価結果を勤勉手当等に反映させていること、また、優れた技術開発、研究業績、社会貢献等に対し表彰していることは評価できる。

<今後の課題>

- ・研究者の個人評価は、個人や組織の活力を活かす方向で取り組むとともに、一般職員等も含めた全役職員に対する効率的・効果的な評価のために継続的に検討を続けることが望ましい。

<国立研究開発法人審議会の意見>

- ・自己評価に加え外部専門家による客観的な評価を行っていると思われる。

(期間実績評価)

	<p>評定</p> <p style="text-align: center;">B</p>	<p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本所及び支所において、外部有識者からなる研究評議会が開催され、委員の指摘を踏まえ、対応策が検討され次年度計画の見直しに反映された。</li> <li>・9つの研究重点課題の自己評価については、重点課題評価会議を開催し、外部評価委員の経験に基づく診断・評価がなされ、その評価結果を研究所全体で議論し、今後の基本方針や研究業務の効果的な推進について検討を行うなど、PDCAが有効に機能した。</li> <li>・研究職員の業績評価が行われ、評価結果が勤勉手当等に反映された。</li> </ul> <p>以上のとおり中期計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評定する。</p>
--	--	---

4. その他参考情報	
------------	--

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-1(1)	第3 財務内容の改善に関する事項 1 研究開発 (1) 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営		
当該項目の重要度、 難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 23-18 事前分析表農林水産省 24-18 事前分析表農林水産省 25-⑱ 事前分析表農林水産省 26-⑱ 事前分析表農林水産省 27-⑳ 行政事業レビューシート事業番号：平成 24 年度 0283 平成 25 年度 0323 平成 26 年度 0301 平成 27 年度 0172 平成 28 年度 0181

2. 主要な経年データ								
参考指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
—								

3. 中長期目標、中長期計画、業務実績等、中長期目標評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	運営費交付金を充当して行う業務については、「第3. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、効率的に運営を行う。
中長期計画	運営費交付金に係る予算の計画及び実行に当たっては、業務の効率化による効果に加え、中期目標に定められた経費節減目標を踏まえて適切な運営に努める。
主な評価指標	—
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<p>&lt; 主要な業務実績 &gt;</p> <p>平成 23 年度は平成 22 年度予算比で、一般管理費の 3 % 及び業務経費の 1 % の合計に相当する額の削減目標を達成するため、業務の効率化を念頭に、以下の項目を通じた経費の削減に努めた。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 本所(つくば)の契約電力は、一般競争入札により平成 23 年度から平成 25 年度までの 3 年間の複数年契約となり、契約電力を 3,135kW から 3,000kW に引き下げたことにより、基本料金を年間 2,489,940 円節減した。</li> <li>② エレベーター全 4 基中、未改修の 2 基を現有機種より約 81 % の省エネ型に更新したことにより電気使用量を節減した。</li> <li>③ エレベーターホール照明を現有器具より約 80 % の省エネ型に更新したことにより、電気使用量を節減した。</li> <li>④ 所全体の冷暖房の温度設定等をこまめに調整することにより電気、ガス使用量を節減した。</li> <li>⑤ 東日本大震災により、電力供給が大幅に減少したため、夏期(7月～9月)において、空調・照明・OA 機器・研究施設等の節電対策を行い、節電目標の 15 % 削減を達成した。</li> <li>⑥ 車両の更新において、更新時期の到来した所有車 2 台を廃止する等により、車業務経費の削減に努めた。</li> <li>⑦ 育種センターにおいては、予算の大きな割合を占める土地借料等の経費を削減するため、利用率の低い土地等を検証して、約 2.7 ha を森林管理署へ返還し、568 万円の節減となった。</li> </ol> <p>さらに、「独立行政法人が支出する会費の見直しについて」を受けて、所内に作業部会を立ち上げ、平成 23 年度に公益法人等に会費として支出した全てのデータを抽出して、支出の必要性を厳格に精査した。これにより、平成 24 年度以降については、所全体で少なくとも 24 件以上は削減し、124 万円以上を削減することとした。</p> <p>平成 24 年度は平成 23 年度予算比で、一般管理費の 3 % 及び業務経費の 1 % の合計に相当する額の削減目標を達成するため、業務の効率化を念頭に、以下の項目を通じた経費の削減に努めた。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 本所(つくば)の電気料については、東日本大震災による被災地に係る免除申請手続きを行い、約 200 万円の経費節減となった。</li> <li>② 劣化した変圧器 21 台について、エネルギー消費効率が約 40 % 削減された高効率変圧器に更新した。</li> </ol>



- ③ 東京電力福島第一原子力発電所事故等の影響により電力供給不足が生じたため、夏期（7月～9月）・冬期（12月～3月）において、前年度に引き続き空調・照明・OA機器等の節電対策を行った。
- ④ 冷暖房の温度設定等をこまめに調整することにより、電気・ガス使用量を節減した。
- ⑤ 車両の更新において、更新時期の到来した所有車5台の更新をリース車による更新とし、車業務経費の削減に努めた。
- ⑥ 予算の大きな割合を占める土地借料等の経費を削減するため、利用率の低い土地及び使用頻度の少ない建物等がないか検証し、土地約5.7ha、建物7棟及び工作物6個を森林管理署へ返還し、約176万円程度の節減となった。

平成25年度は平成24年度予算比で、一般管理費の3%及び業務経費の1%の合計に相当する額に50,757千円を加えた額の削減目標を達成するため、業務の効率化を念頭に、以下の項目を通じた経費の削減に努めた。

- ① 研究業務については、効率化・優先度の見直しを行い、研究領域及び支所等の業務推進経費である「領域・支所共通費」を約31,812千円削減した。
- ② 老朽化した給水配管の更新等による給水使用量の節減により、上下水道料を約22,977千円節減した。
- ③ 車両の更新において、5年のリース期間が満了した4台を2年の再リース契約とした。さらに、使用頻度が少ない所有車1台（トラック）を売り払い1台の削減を行った結果、約344千円の経費節減となった。
- ④ 予算の大きな割合を占める土地借料等の経費を削減するため、利用率の低い土地及び使用頻度の少ない建物等がないか検証し、土地約4.0ha、建物1棟を森林管理署へ返還し、約380千円程度の節減となった。

平成26年度は平成25年度予算比で、一般管理費の3%及び業務経費の1%の合計に相当する額の削減目標を達成するため、業務の効率化を念頭に、以下の項目を通じた経費の削減に努めた。

- ① 経費削減を達成するため、業務の優先度に基づく執行や資金の用途ごとの支出限度額の設定による目標管理等、執行予算の管理体制を25年度に引き続き強化した。削減の主なものは、研究業務について、効率化・優先度の見直しを行い、業務推進経費である「領域・支所共通費」と刊行物発行や普及広報の経費である「普及広報刊行経費」について合わせて26,796千円削減した。
- ② 平成25年度に老朽化した給水配管の更新が完了したこと及び夏季（6月～9月）・冬季（12月～3月）における空調・照明・冷凍庫等の節電対策の実施により、電気・都市ガス・上下水道の使用量が大幅に削減し、電気料金の大幅な単価上昇にもかかわらず、光熱水料が2,278千円の経費節減となった。
- ③ 車両の更新において、5年のリース期間が満了した14台を2年の再リース契約とした。さらに、使用頻度が少ない所有車2台（乗用車）の削減を行った結果、約389千円の経費節減となった。
- ④ 予算の大きな割合を占める土地借料等の経費を削減するため、利用率の低い土地及び使用頻度の少ない建物等がないか検証し、土地約40,058㎡、建物1棟を森林管理署へ返還し、また、土地の算定地目（雑種地から山林へ）の見直し協議を森林管理署と行い、26年度は25年度比で約378万円節減した。

平成27年度は平成26年度予算比で、一般管理費の3%及び業務経費の1%の合計に相当する額の削減目標を達成するため、業務の効率化を念頭に、以下の項目を通じた経費の削減に努めた。

- ① 夏季（6月～9月）・冬季（12月～3月）における空調・照明・冷凍庫等の節電対策の実施により、都市ガス・上下水道の使用量が削減し、ガス料金の単価引下げにより光熱水料が5,000万円の経費節減となった。
- ② 車両の更新において、リース車を1台削減した。結果、約34万円の経費節減となった。
- ③ 予算の大きな割合を占める土地借料等の経費を削減するため、利用率の低い土地及び使用頻度の少ない建物等がないか検証し、土地約55㎡、建物1棟を森林管理署へ返還し、また、土地の算定地目（雑種地から山林へ）の見直し協議を森林管理署と行い、27年度は26年度比で約1,398万円節減した。

自己評価

評定

B

<評定と根拠>

業務の効率化を行い、契約電力の引下げ、研究領域及び支所等の業務推進経費である「領域・支所共通費」の削減、老朽化した給水配管の更新、事業車の効率化等による経費の節減、土地借料等の経費等の削減をしたことから、「B」と評定した。

(見込評価)

主務大臣による評価

評定

B

<評定に至った理由>

- ・業務経費について、効率化及び優先度の見直しを行い、当該経費を節減したことは評価できる。
- ・光熱費について、効率化及び優先度の見直しを行い、電気料金の大幅な単価上昇にもかかわらず、当該経費を節減したことは評価できる。
- ・車両リース契約、土地借料について、効率化及び優先度の見直しを行い、当該経費を節減したことは評価できる。

<国立研究開発法人審議会の意見>

- ・例年、中期計画に沿った形で経費の削減に努めていると思われる。

(期間実績評価)

評定

B

<評定に至った理由>

- ・業務経費について、効率化及び優先度の見直しが行われ、当該経費が節減された。
- ・光熱費について、効率化及び優先度の見直しが行われ、当該経費が節減された。
- ・車両リース契約、土地借料について、効率化及び優先度の見直しが行われ、当該経費が節減された。

以上のとおり中期計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評定する。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-1(2)	第3 財務内容の改善に関する事項 1 研究開発 (2) 自己収入の拡大に向けた取組		
当該項目の重要度、 難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 23-18 事前分析表農林水産省 24-18 事前分析表農林水産省 25-⑱ 事前分析表農林水産省 26-⑳ 事前分析表農林水産省 27-㉑ 行政事業レビューシート事業番号：平成 24 年度 0283 平成 25 年度 0323 平成 26 年度 0301 平成 27 年度 0172 平成 28 年度 0181

2. 主要な経年データ								
参考指標	達成目標	基準値等 (前中期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、 必要な情報
外部資金の獲得状況 (百万円)		件数：238 金額：2,412	件数：226 金額：1,869	件数：231 金額：1,555	件数：228 金額：1,254	件数：241 金額：1,752	件数：250 金額：1,903	
内 訳	政府受託	件数：51 金額：1,338	件数：44 金額：901	件数：36 金額：696	件数：28 金額：408	件数：39 金額：711	件数：30 金額：486	
	その他の受託研究	件数：55 金額：389	件数：48 金額：348	件数：45 金額：312	件数：48 金額：298	件数：42 金額：525	件数：53 金額：478	
	助成研究	件数：16 金額：15	件数：7 金額：10	件数：11 金額：11	件数：10 金額：25	件数：7 金額：6	件数：12 金額：7	
	科学研究費助成事業による研究	件数：114 金額：308	件数：124 金額：288	件数：136 金額：334	件数：139 金額：353	件数：144 金額：352	件数：146 金額：326	
	研究開発補助金	件数：2 金額：362	件数：3 金額：321	件数：3 金額：202	件数：3 金額：169	件数：9 金額：158	件数：9 金額：607	
政府受託(百万円)		件数：51 金額：1,338	件数：44 金額：901	件数：36 金額：696	件数：28 金額：408	件数：39 金額：711	件数：30 金額：486	
内 訳	林野庁	件数：13 金額：434	件数：11 金額：263	件数：8 金額：181	件数：4 金額：73	件数：12 金額：312	件数：6 金額：87	
	農林水産技術会議	件数：21 金額：576	件数：19 金額：424	件数：18 金額：395	件数：18 金額：244	件数：19 金額：244	件数：17 金額：240	
	環境省	件数：17 金額：329	件数：14 金額：214	件数：9 金額：121	件数：6 金額：92	件数：7 金額：154	件数：7 金額：159	
	食料産業局	件数：0 金額：0	件数：0 金額：0	件数：1 金額：0	件数：0 金額：0	件数：1 金額：1	件数：0 金額：0	
競争的資金等への応募件数 と新規採択件数		応募：187 採択(契約)：49	応募：192 採択(契約)：43	応募：249 採択(契約)：59	応募：235 採択(契約)：52	応募：253 採択(契約)：51	応募：192 採択(契約)：54	(注) 応募数は年度内に応募した主提案課題。採択(契約)は、大半が前年度応募した課題。
内 訳	科学研究費助成事業	応募：147 採択(契約)：41	応募：160 採択(契約)：40	応募：224 採択(契約)：53	応募：208 採択(契約)：46	応募：213 採択(契約)：46	応募：173 採択(契約)：46	
	研究活動スタート支援	応募：9 採択(契約)：0	応募：1 採択(契約)：1	応募：1 採択(契約)：1	応募：4 採択(契約)：0	応募：8 採択(契約)：0	応募：9 採択(契約)：0	
	科学技術振興機構(JST)	応募：7 採択(契約)：0	応募：7 採択(契約)：1	応募：3 採択(契約)：2	応募：2 採択(契約)：2	応募：0 採択(契約)：2	応募：1 採択(契約)：0	

	環境研究総合推進費	応募：7 採択（契約）：2	応募：8 採択（契約）：0	応募：5 採択（契約）：0	応募：6 採択（契約）：0	応募：12 採択（契約）：0	応募：2 採択（契約）：4	
	地球環境保全等試験研究費	応募：5 採択（契約）：2	応募：2 採択（契約）：中止	応募：1 採択（契約）：1	応募：1 採択（契約）：0	応募：2 採択（契約）：0	応募：1 採択（契約）：0	(*1) 23年度までは「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」
	農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業(*1)	応募：12 採択（契約）：4	応募：14 採択（契約）：1	応募：15 採択（契約）：2	応募：14 採択（契約）：4	応募：18 採択（契約）：3	応募：6 採択（契約）：4	
	主な自己収入（百万円）	54	53	50	56	56	40	
内 訳	依頼出張経費	24	25	25	29	22	18	
	入場料	15	12	14	12	16	11	
	鑑定・試験業務	11	11	7	9	10	5	
	林木育種	1	2	1	3	4	4	
	財産賃貸収	1	3	2	2	2	2	
	特許料	1	1	1	1	2	1	
	寄付金（百万円）	14	10	11	25	6	7	
	特許の見直し件数	5	6	6	12	9	7	
内 訳	放棄	3	6	6	11	6	5	
	維持	2	0	0	1	3	2	

3. 中長期目標、中長期計画、業務実績等、中長期目標評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	研究活動の活性化及び研究成果の質の向上を図るため、積極的に競争的資金、委託プロジェクト等の獲得に努める。業務の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化及び寄附金等による自己収入の確保に努める。 特許の権利維持に当たっては、保有コストの低減を図るとともに、技術移転活動を活性化し更なる特許収入の拡大を図る。
中長期計画	研究活動の活性化及び研究成果の質の向上を図るため、積極的に競争的資金、委託プロジェクト等の獲得に努める。業務の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努める。特に、種苗の配布については、優良種苗の普及及び都道府県のニーズに配慮しつつ、配布価格を引き上げる。 特許の権利維持に当たっては、権利を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、保有コストの低減を図るとともに、技術移転活動を活性化し更なる特許収入の拡大を図る。
主な評価指標	-
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<p>&lt; 主要な業務実績 &gt;</p> <p>外部資金獲得及び自己収入の確保を積極的に進め、農林水産省や環境省等の研究プロジェクトを始め林野庁の事業等に積極的に応募し、競争的研究費、委託事業等による事業費の獲得を図った結果、農林水産省委託事業、林野庁事業、農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業の委託を受けた。また、文部科学省の科学研究費助成事業についても、コンスタントに毎年 40 課題以上の新規採択を得た（研究分担課題を除く）。政府の予算規模が縮小されていることに加え、委託費の経理方法が変更されていることに伴って、応募件数は特に減少していないものの、全体的に採択率が下がり、契約件数及び契約額は一時的に減少したが、近年金額の大きな政府受託等を複数獲得したこともあり、契約額については持ち直しつつある。</p> <p>平成 23 年度から 25 年度までに監査法人や都道府県等の意見を聞き、生産コストを考慮した種苗価格の値上げを行った。平成 26 年度及び 27 年度は価格の見直し作業を行った結果、価格を据え置いた。種苗配布については、適正価格での自己収入の確保に努めた。</p> <p>権利取得後の知的所有権について、効率的な維持管理を図るため、平成 24 年 3 月に改定した「森林総合研究所が権利を有する特許権等の維持見直しについて」の方針に基づき、権利維持の必要性等の見直しを行い、平成 23 ～ 27 年度において、特許 40 件を見直し、そのうち実施許諾の可能性の少ない特許 34 件を放棄した。技術移転活動については、同期間中において、特許権実施許諾契約を 7 件締結し、特許収入の拡大を図った。</p>
自己評価	<p>評定 B</p> <p>&lt; 評定と根拠 &gt;</p> <p>外部資金獲得及び自己収入の確保を積極的に進めた。また、優良種苗の普及及び都道府県の意見に配慮し、更に生産コストを考慮した中で、種苗配布価格を引き上げた。さらに、権利取得後の知的所有権について、効率的な維持管理を図るため、保有特許の見直しを行い、実施許諾の可能性の少ない特許を放棄するなど、保有コストの低減を図った。</p> <p>以上のように、目標を達成したと判断し、「B」と評定した。</p> <p>&lt; 課題と対応 &gt;</p> <p>外部資金の獲得及び自己収入の確保を積極的に進める必要がある。</p> <p>これまでプロジェクト研究等を通じて外部資金獲得に努めてきた。今後、より戦略的な外部資金の獲得に努めるとともに、共同研究先に積極的に資金</p>

	<p>提供を求めるなどして外部資金獲得と産学官の連携の拡大を図る。          優良種苗の普及及び都道府県ニーズに配慮しつつ、種苗の配布価格を見直し、適正価格での自己収入の確保に努める必要がある。また、知的所有権の効率的な維持管理を図る必要もある。</p>		
主務大臣による評価	(見込評価)		
	<table border="1"> <tr> <td style="width: 30%;">評価</td> <td style="width: 30%;">B</td> </tr> </table>	評価	B
	評価	B	
	<p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部資金については、政府受託の件数が減少する中で、全体では一定の件数を獲得しており、評価できる。</li> <li>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)、「独立行政法人森林総合研究所の中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しについて」(平成22年12月24日農林水産省決定)の指摘も踏まえ、毎年度、種苗配布価格の見直しを行い、可能な範囲で配布価格を引き上げた。</li> <li>保有特許の見直し(放棄)を行い、保有コストの削減に努めていることについて、評価できる。</li> </ul> <p>&lt;今後の課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自己収入の確保に向け、外部資金の確保に資する戦略的な広報を検討する必要がある。</li> </ul> <p>&lt;国立研究開発法人審議会の意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前中期目標期間最終年度の金額に比べると外部資金の獲得、政府受託とも減っているが、種苗配布価格の引き上げや保有特許の見直しは評価できる。</li> </ul>		
	(期間実績評価)		
<table border="1"> <tr> <td style="width: 30%;">評価</td> <td style="width: 30%;">B</td> </tr> </table> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部資金については、政府受託の件数が減少する中で、全体では一定の件数が獲得された。</li> <li>「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)、「独立行政法人森林総合研究所の中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しについて」(平成22年12月24日農林水産省決定)の指摘も踏まえ、毎年度、種苗配布価格の見直しを行い、可能な範囲で配布価格が引き上げられた。</li> <li>保有特許の見直し(放棄)が行われ、保有コストが削減された</li> </ul> <p>以上のとおり中期計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評価する。</p>	評価	B	
評価	B		
4. その他参考情報			

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-2(1)	第3 財務内容の改善に関する事項 2 森林保険業務 (1) 積立金の規模の妥当性の検証と必要な保険料率の見直し		
当該項目の重要度、 難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
参考指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
—								

3. 中長期目標、中長期計画、業務実績等、中長期目標評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中長期目標	<p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)も踏まえ、リスク管理のための委員会において、毎年度、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告するとともに、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。</p> <p>その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年毎のバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は保険契約者の負担の観点から適切なものとする必要があることを踏まえる。</p>		
中長期計画	<p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)も踏まえ、リスク管理のための委員会において、毎年度、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告するとともに、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。</p> <p>その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年毎のバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの収支相償を求めることは困難であり長期での収支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は保険契約者の負担の観点から適切なものとする必要があることを踏まえて取り組む。</p>		
主な評価指標等	—		
法人の業務実績等・自己評価			
業務実績	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>「国立研究開発法人森林総合研究所森林保険センター統合リスク管理要領」(平成27年4月1日付け)を制定するとともに、3名の外部有識者を含めた委員で構成される「森林保険センター統合リスク管理委員会」を設置し、統合リスク委員会を2回(6月17日、12月1日)開催し、森林保険業務の財務状況、積立金の規模の妥当性の検証等について専門的な見地から点検を実施した。特に、中期目標において農林水産大臣に報告が求められている積立金の規模の妥当性の検証については、保険運営としてのリスクへの備えは民間の保険運営と比較して相対的に高いとはいえない、公的保険として収支相償の観点から利益を見込んでおらず、異常災害に備えるための安全割増の設定についても特に過大なものとはいえない、などの委員会における意見を踏まえ、自然災害リスクに対し安定した経営が求められる森林保険の積立金の規模は、少なくとも過大とはいえない状況との検証結果をとりまとめ、2月25日付けで農林水産大臣に報告を行った。</p>		
自己評価	評定	B	
	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>外部有識者等により構成される委員会において、積立金の規模の妥当性等について検証を実施するとともに農林水産大臣への報告を行ったことから「B」とした。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>積立金の規模の妥当性等の検証については、財務諸表のほか、保険運営の実態を様々な角度から分析する必要がある。</p>		
主務大臣による評価	評定	B	
	(見込評価)		

< 評定に至った理由 >

- ・ 森林保険業務は平成 27 年 4 月より開始したものであり取組実績を評価するための十分な期間を経ているものではないが、森林保険業務のリスク管理に係る内部規程を整備し、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会を設置・開催したこと、及び、今後、同委員会において積立金の規模の妥当性等について検証を行う予定であることについては評価できる。

< 今後の課題 >

- ・ 積立金の規模の妥当性の検証結果等に基づく、必要な保険料率の見直し等の実施が必要である。

< 国立研究開発法人審議会の意見 >

- ・ 保険料率及び積立金の妥当性を検証するリスク管理委員会が設置されている。

(期間実績評価)

評定

B

< 評定に至った理由 >

- ・ 森林保険業務のリスク管理に係る内部規程を整備し、外部有識者等により構成される統合的なリスク管理のための委員会を設置・開催し、積立金の規模の妥当性について検証を行った。

以上のとおり中期計画に沿った取組を実施したことから「B」と評定する。

#### 4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-2(2)	第3 財務内容の改善に関する事項 2 森林保険業務 (2) 保険料収入の増加に向けた取組		
当該項目の重要度、 難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
参考指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
—								

3. 中長期目標、中長期計画、業務実績等、中長期目標評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中長期目標	森林保険業務の安定的な運営に資するため、保険料収入の増加に向けて、森林所有者への森林保険の加入促進等に取り組む。		
中長期計画	森林保険業務の安定的な運営に資するため、保険料収入の増加に向けて、森林所有者に対する働きかけや林業関係団体を通じた広報活動、民間企業への働きかけ等により、森林保険の加入促進等に取り組む。		
主な評価指標等	—		
法人の業務実績等・自己評価			
業務実績	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 関係諸機関と連携し、ポスター・チラシ・パンフレットの配布・設置や森林所有者及び林業関係団体等への説明を行い、効果的・効率的な広報活動を推進した。さらに、森林保険センターの幹部が都道府県森林組合連合会や都道府県に推進活動の協力要請を行い、また林業関係団体・森林を所有している民間企業の会合の場に積極的に出向き説明を行うなど、森林保険の加入促進を図った。 さらに、森林組合系統と連携し保険契約の満期案内を送付し、継続契約の更新に努めた。</p>		
自己評価	<p>評定 B</p> <p>&lt;評定と根拠&gt; 森林所有者等に対する働きかけや林業関係団体・民間企業への働きかけにより、森林保険の新規加入促進を図る取り組みや継続契約の確保を推進したことから「B」とした。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 効率的かつ効果的な新規加入促進や継続契約の更新の継続的な実施が必要である。</p>		
主務大臣による評価	<p>(見込評価)</p> <p>評定 B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt; ・森林保険業務は平成27年4月より開始したものであり取組実績を評価するための十分な期間を経ているものではないが、加入促進活動の方向性の明確化に努めるとともに業務委託先の事務担当職員への指導の強化等により、森林所有者、林業関係団体・民間企業への働きかけ等を積極的に実施する予定であることについては評価できる。</p> <p>&lt;今後の課題&gt; ・効率的かつ効果的な加入促進の取組の継続的な実施が必要である。</p> <p>&lt;国立研究開発法人審議会の意見&gt; ・加入促進活動の方向性の明確化を検討する中で、造林面積の地域的偏在が著しいことから造林面積が多い道県や関係団体等と連携した重点的加入促進を検討いただきたい(2013年度の造林面積1.3万haのうち、北海道、宮崎、大分、熊本が69%)。 ・今後ますます自然災害が増えることが予想されることから、積極的な広報活動が重要になってくると思われる。</p> <p>(期間実績評価)</p> <p>評定 B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;</p>		



- ・各種媒体を用いた広報活動等を実施した
- ・林業関係機関への加入促進に向けた協力要請や民間企業への保険加入に向けた働きかけを実施した
- ・継続契約の更新確保に向け、森林組合系統と連携した保険契約の満期案内を送付した

以上のとおり中期計画に沿った取組を実施したことから「B」と評定する。

#### 4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-3(1)	第3 財務内容の改善に関する事項 3 水源林造成事業等 (1) 長期借入金等の着実な償還		
当該項目の重要度、 難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：評価結果農林水産省 23-12、23-7 評価結果農林水産省 24-⑫、24-⑦ 評価結果農林水産省 25-⑫、25-⑦ 評価結果農林水産省 26-⑫ 事前分析表農林水産省 26-⑦ 事前分析表農林水産省 27-⑰、27-⑧ 行政事業レビューシート事業番号： 平成 24 年度 0246、0410、0416 平成 25 年度 0123、0180、0187 平成 26 年度 0112、0167、0174 平成 27 年度 0106、0200、0207 平成 28 年度 0211、0218

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
長期借入金償 還額(百万円)	着実な償還		(33,506) 33,506 <100%>	(31,478) 31,478 <100%>	(29,621) 29,621 <100%>	(27,568) 27,568 <100%>	(25,424) 25,424 <100%>	( ) 内数値は予定額 < > 内数値は予定額に対する償還 額の割合
債券償還額 (百万円)	着実な償還		(712) 712 <100%>	(4,688) 4,688 <100%>	(5,644) 5,644 <100%>	(7,169) 7,169 <100%>	(7,059) 7,059 <100%>	( ) 内数値は予定額 < > 内数値は予定額に対する償還 額の割合

3. 中長期目標、中長期計画、業務実績等、中長期目標評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	コスト削減、資金の有効活用等適切な業務運営を行い、事業の収支バランスに係る試算を不断に見直しつつ、長期借入金等を確実に償還する。
中長期計画	コスト削減、資金の有効活用等適切な業務運営を行いつつ、長期借入金等を確実に償還する。 なお、木材価格等に関する統計資料等を参考に、分収造林契約に基づく将来の造林木販売収入を見積もるなど、長期借入金等に係る事業の収支バランスに係る試算を定期的に見直す。
主な評価指標	<その他の指標> 長期借入金償還額、債券償還額  <評価の視点> コスト削減、資金の有効活用等適切な業務運営を行いつつ、長期借入金等を確実に償還しているか
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<主要な業務実績> 一般管理費、人件費等業務運営に係る経費の抑制を図りつつ、長期借入金等の償還原資である負担金等を確実に徴収するため、関係道府県及び受益者と連絡を密にし、関係道府県及び受益者から、負担金等を全額徴収するとともに、長期借入金及び債券を着実に償還した。 なお、長期借入金等に係る事業の収支バランスに係る試算については、林野庁から公表されている木材価格や内閣府が公表している長期経済見通しを

	<p>参考に、毎年度、将来の造林木販売収入を見積もるなど改めて試算を行い、中期計画の償還額や出資金の額に影響を及ぼさないことを確認している。  また、森林整備センターに設置した外部有識者を含めた委員で構成する「水源林造成事業リスク管理委員会」において、複数の前提条件による将来収支を毎年度試算し、長期借入金等の償還確実性を検証している。</p>	
自己評価	<p>評定 B</p>	
	<p>&lt;評定と根拠&gt;  業務運営に係る経費の抑制を図りつつ、関係道府県及び受益者と連絡を密にし、負担金等の全額徴収の実施により長期借入金及び債券を着実に償還したこと、また、分収造林契約に基づく将来の造林木販売収入の見積もりを行い、長期借入金等の係る事業の収支バランスに影響がないことを確認していることから「B」評定とした。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;  引き続き長期借入金等の着実な償還を行う必要がある。</p>	
主務大臣による評価	見込評価)	
	<p>評定 B</p>	
	<p>&lt;評定に至った理由&gt;  ・一般管理費、人件費等業務運営に係る経費の抑制を図りつつ、関係道府県及び受益者と連絡を密にし、負担金等の全額徴収を実施し、長期借入金及び緑資源債券を確実に償還したことは評価できる。  ・林野庁から公表されている木材価格や内閣府が公表している長期経済見通しを参考に、毎年度、将来の造林木販売収入の見積りを行い、長期借入金等に係る事業の収支バランスに係る試算を定期的に見直していることなどは評価できる。</p> <p>&lt;今後の課題&gt;  ・引き続き業務運営に係る経費の抑制を図り、長期借入金等を確実に償還する必要がある。  ・長期借入金等に係る事業の収支バランスに係る試算の見直しを定期的に行う必要がある。</p> <p>&lt;国立研究開発法人審議会の意見&gt;  ・長期借入金、債権とも着実に償還されてきている。</p>	
	(期間実績評価)	
	<p>評定 B</p>	
	<p>&lt;評定に至った理由&gt;  ・一般管理費、人件費等業務運営に係る経費の抑制を図りつつ、関係道府県及び受益者と連絡を密にし、負担金等の全額徴収を実施し、長期借入金及び緑資源債券を確実に償還した。  ・林野庁から公表されている木材価格や内閣府が公表している長期経済見通しを参考に、毎年度、将来の造林木販売収入の見積りを行い、長期借入金等に係る事業の収支バランスに係る試算を定期的に見直した。</p> <p>以上のとおり中期計画に沿った取組を実施したことから「B」と評定する。</p>	
4. その他参考情報		

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第3-3(2)	第3 財務内容の改善に関する事項 3 水源林造成事業等 (2) 業務の効率化を反映した予算の作成及び運営		
当該項目の重要度、 難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：評価結果農林水産省 23-12、23-7 評価結果農林水産省 24-⑫、24-⑦ 評価結果農林水産省 25-⑫、25-⑦ 評価結果農林水産省 26-⑫ 事前分析表農林水産省 26-⑦ 事前分析表農林水産省 27-⑰、27-⑧ 行政事業レビューシート事業番号： 平成 24 年度 0246、0410、0416 平成 25 年度 0123、0180、0187 平成 26 年度 0112、0167、0174 平成 27 年度 0106、0200、0207 平成 28 年度 0211、0218

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
一般管理費 (千円)	平成 22 年度経費と 比較して 30%削減	730,200	564,107 (22.8%)	357,454 (51.0%)	375,337 (48.6%)	379,115 (48.1%)	391,848 (46.3%)	基準値は平成 22 年度経費 ( ) 内数値は、基準年度との比 較値
人件費 (千円)	平成 22 年度経費と 比較して 20%削減	3,675,958	3,114,542 (15.3%)	2,965,372 (19.3%)	2,777,622 (24.4%)	2,735,361 (25.6%)	2,714,590 (26.2%)	基準値は平成 22 年度経費 ( ) 内数値は、基準年度との比 較値
事業費 (千円)	平成 22 年度経費と 比較して 30%削減	57,237,550	50,646,306 (11.5%)	53,105,474 (7.2%)	47,671,757 (16.7%)	45,492,137 (20.5%)	43,732,686 (23.6%)	基準値は平成 22 年度経費 ( ) 内数値は、基準年度との比 較値各年度の数値は繰越額を除い て算出した額

3. 中長期目標、中長期計画、業務実績等、中長期目標評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	効率化目標を踏まえた、中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。
中長期計画	効率化目標を踏まえた、中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。
主な評価指標	<主な定量的指標> 一般管理費削減率、人件費削減率、事業費削減率 <その他の指標> なし <評価の視点> 確実な経費削減が図られているか
法人の業務実績等・自己評価	<主要な業務実績> (ア) 一般管理費 事務・事業の効率化及び経費の削減の観点から、平成 23 年度に実施した森林農地整備センター本部（川崎市）及び関東整備局の事務所の移転・共用化などにより、事務所借上げ経費を平成 22 年度と比較して 171,148 千円削減したこと、また、特定中山間保全整備事業等の事業区域等の完了に伴う効果や従来から取り組んでいる室内の温度管理・昼休みの消灯等による電気使用の抑制、消耗品のリユースによる活用や共有化の推進、カラーコピーの使用の抑制や定期刊行物の購読の見直しなどにより事務費を平成 22 年度と比較して 53,498 千円削減するなど経費の削減を図り、一般管理費全体で平成 22 年度と比較して 46.3%の削減となった。

	<p>(イ) 人件費  水源林造成事業等の業務内容・規模を踏まえ、効率的な業務実施体制となるよう取り組んだ結果、平成 27 年度期末の職員数（361 人）は平成 22 年度期末（461 人）と比較して 100 人の減となった。  この結果、平成 27 年度の人件費は、平成 22 年度と比較して 26.2 %の削減となった。</p> <p>(ウ) 事業費  農用地総合整備事業、特定中山間保全整備事業及び既設道移管円滑化事業については平成 25 年度までに計画どおり終了したところであるが、水源林造成事業については、目標策定時（平成 22 年度）以降、新たな森林吸収源対策を推進するなど政策的要請を踏まえた政府予算の適切な執行に努めた結果、平成 27 年度においては 23.6 %の削減となった。</p>	
自己評価	<p>評定 B</p> <p>&lt;評定と根拠&gt;  森林整備センター本部（川崎市）及び関東整備局の事務所移転・共有化や、カラーコピーの使用の抑制、定期刊行物の購読の見直しなどを通じた経費の削減及び業務の効率化を図ることにより、経費削減目標を達成できたことから「B」評定とした。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;  引き続き円滑かつ効率的な業務運営を確保しつつ、必要な経費の削減を図る必要がある。</p>	
主務大臣による評価	<p>(見込評価)</p> <p>評定 B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;  ・森林農地整備センター本部及び関東整備局の事務所の移転・共用化などにより、事務所借り上げ経費を削減したこと、従来から取り組んでいる電気使用量の抑制、消耗品のリユースによる活用や共有化の推進などにより、一般管理費を平成 22 年度経費と比較して 30 %以上削減していることは評価できる。  ・人件費についても、効率的な業務実施体制となるよう取り組んだ結果、平成 22 年度と比較して 20 %以上削減している。一方、事業費については、新たな森林吸収源対策を推進するなどの政策的要請に応えたこともあり、平成 22 年度と比較して平成 26 年度においては約 20 %の削減となっているところである。</p> <p>&lt;今後の課題&gt;  ・今後も事務・業務の効率化を進めるとともに、経費の削減を図っていく必要がある。</p> <p>&lt;国立研究開発法人審議会の意見&gt;  ・概ね中期目標が達成されている。</p>	
	<p>期間実績評価)</p> <p>評定 B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;  ・森林農地整備センター本部及び関東整備局の事務所の移転・共用化などにより、事務所借り上げ経費を削減したこと、従来から取り組んでいる電気使用量の抑制、消耗品のリユースによる活用や共有化の推進などにより、一般管理費を平成 22 年度経費と比較して 46.3 %削減した。  ・人件費についても、効率的な業務実施体制となるよう取り組んだ結果、平成 22 年度と比較して 26.2 %削減している。一方、事業費については、新たな森林吸収源対策を推進するなどの政策的要請に応えたこともあり、平成 22 年度と比較して平成 26 年度においては 23.6 %の削減となっている。</p> <p>以上のとおり中期計画に沿った取組を実施したことから「B」と評定する。</p>	
4. その他参考情報		

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第4-(3)	第4 短期借入金の限度額 (3) 水源林造成事業等		
当該項目の重要度、 難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：評価結果農林水産省 23-⑫ 評価結果農林水産省 24-⑫ 評価結果農林水産省 25-⑫ 評価結果農林水産省 26-⑫ 事前分析表農林水産省 26-⑰ 行政事業レビューシート事業番号： 平成 24 年度 0246、0410、0416 平成 25 年度 0123、0180、0187 平成 26 年度 0112、0167、0174 平成 27 年度 0106、0200、0207 平成 28 年度 0211、0218

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
短期借入金の 年度計画額及 び実績額	56 億円		36 億円 (21 億円)	21 億円 (19 億円)	21 億円 (18 億円)	29 億円 (22 億円)	25 億円 (19.1 億円)	( )は借入実績額

3. 中長期目標、中長期計画、業務実績等、中長期期目標評価に係る自己評価及び主務大臣による評価			
中長期目標			
中長期計画	56 億円 (想定される理由) 一時的な資金不足		
主な評価指標	<その他の指標> 短期借入金の年度計画額及び実績額  <評価の視点> 短期借入金が適正規模となっているか		
法人の業務実績等・自己評価			
業務実績	<主要な業務実績> 特定地域整備等勘定（特定地域等整備経理及び林道経理）において、長期借入金等の償還とその財源となる負担金等の徴収の制度差により、期中において一時的に資金不足が生じる見込となったことから、資金繰り資金として短期借入を行った。 なお、中期目標期間内の各事業年度における短期借入金は、中期計画で示した短期借入金限度額の範囲内であり、また、資金の調達に当たっては、競争（引き合い）により、より低利な資金調達に努め、全て各年度内に確実に償還を行った。		
自己評価	評定	B	
	<評定と根拠> 短期借入金については、中期計画で示した短期借入金限度額の範囲内の額であったこと、調達に当たっては競争により低利な資金調達に努めたこと、及び全て年度内に償還したことから「B」評定とした。 <課題と対応> 引き続き短期借入に当たっては、適正に行う必要がある。		
主務大臣による評価	(見込評価)		
	評定	B	
	<評定に至った理由> ・短期借入金の借り入れに至った理由は合理的かつ適切であり、資金の調達に当たっては、競争入札（引き合い）により、より低利な資金調達に努めてい		

	<p>ることは評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中期計画期間内の各事業年度における短期借入金は、中期計画で示された短期借入金限度額の範囲内であり、年度内に確実に償還を行っていることは評価できる。</li> </ul> <p>&lt;今後の課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、適正な短期借入・償還に努めていく必要がある。</li> </ul> <p>&lt;国立研究開発法人審議会の意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年度内の一時的な資金不足を補うための短期借入金であり、年度末には着実に償還されている。</li> </ul>
	(期間実績評価)
評価	B
	<p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期借入金の借り入れに至った理由は合理的かつ適切であり、資金の調達に当たっては、競争入札（引き合い）により、より低利な資金調達に努めた。</li> <li>・中期計画期間内の各事業年度における短期借入金は、中期計画で示された短期借入金限度額の範囲内とし、年度内に確実に償還を行った。</li> </ul> <p>以上のとおり中期計画に沿った取組を実施したことから「B」と評価する。</p>

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第5	第5 不要財産の処分及び不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 23-18 評価結果農林水産省 23-12 事前分析表農林水産省 24-18 評価結果農林水産省 24-⑫ 事前分析表農林水産省 25-⑮ 評価結果農林水産省 25-⑫ 事前分析表農林水産省 26-⑮ 評価結果農林水産省 26-⑫ 事前分析表農林水産省 27-⑩ 事前分析表農林水産省 27-⑰ 行政事業レビューシート事業番号： 平成 24 年度 0283、0298、0246、0410、0416、0427 平成 25 年度 0323、0123、0180、0187、0203 平成 26 年度 0301、0112、0167、0174、0196 平成 27 年度 0172、0106、0200、0207 平成 28 年度 0181、0211、0218

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
国庫納付不要財産(計画内)	成宗分室 職員共同住宅 青山分室 書類倉庫		成宗分室 職員共同住宅 青山分室 書類倉庫					
国庫納付不要財産(計画外)							職員宿舎 第9号 (大田区) (現物納付)	
立木の販売面積	立木の販売計画 対象面積上限 90,000 ha (18,000 ha/年)		5,002 ha	4,476 ha	3,145 ha	3,211 ha	2,381ha	

3. 中長期目標、中長期計画、業務実績等、中長期目標評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	
中長期計画	1 不要財産の処分に関する計画 水源林造成事業等に係る以下の不要財産については、当該施設の廃止後速やかに、現物納付により国庫納付を行う。また、その他の保有資産についても、事業の縮小に伴う処分や借り上げとの費用対効果等を含めその必要性について検討する。 成宗分室（杉並区） 職員共同住宅（盛岡市） 青山分室（盛岡市） 書類倉庫（盛岡市） 2 不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画 水源林造成事業等における分収造林契約等に基づく主伐及び間伐のための立木の販売、公共事業等の実施に伴い支障となる立木の販売を計画する。 (計画対象面積の上限) 90,000 ha
主な評価指標等	<その他の指標>



	立木の販売面積
	<p>&lt;評価の視点&gt; 不要財産等が適正に処分されているか</p>
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<p>&lt;主要な業務実績&gt; 不要財産の処分については、中期計画に示した全ての不要財産（成宗分室、職員共同住宅、青山分室、書類倉庫）の国庫納付を平成 23 年度に行ったことに加え、職員宿舎第 9 号の保有の必要性について検討を行い、平成 27 年度に国庫返納措置を行った。 不要財産以外の重要な財産の譲渡に関して、販売計画計画対象面積の上限内で立木販売を実施した。</p>
自己評価	<p>評定 B</p> <p>&lt;評定と根拠&gt; 中期目標期間内の不要財産の処分は、全て計画どおり行い、中期計画を達成した。また、計画外の保有資産（職員宿舎第 9 号）についても、その保有の必要性の検討を適切に行い、平成 27 年度に現物納付により国庫納付をしたことから、「B」評定とした。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 引き続き不要財産等について適正に処理を行う必要がある。</p>
主務大臣による評価	
	(見込評価)
	評定 B
	<p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中期計画に示された全ての不要財産（成宗分室、職員共同住宅、青山分室、書類倉庫）の国庫納付が計画どおり行われていることは評価できる。</li> <li>・中期計画に示されていない財産についても、必要に応じて不要財産に指定し、適正な手続きにより処分したことは評価できる。</li> <li>・不要財産以外の重要な財産についても適正に処分が行われたことは評価できる。</li> </ul> <p>&lt;今後の課題&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今後も不要財産の処分及び不要財産以外の重要な財産の譲渡について適正に処理を行う必要がある。</li> </ul> <p>&lt;国立研究開発法人審議会の意見&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中期計画に示された不要財産について全て処分がなされている。</li> </ul>
	(期間実績評価)
	評定 B
	<p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>(1) 不要財産の処分に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中期計画に示された全ての不要財産（成宗分室、職員共同住宅、青山分室、書類倉庫）の国庫納付が計画どおり行った。</li> <li>・中期計画に示されていない財産についても、必要に応じて不要財産に指定し、適正な手続きにより処分した。</li> </ul> <p>(2) 不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不要財産以外の重要な財産についても適正に処分を行った。</li> </ul> <p>以上のとおり中期計画に沿った取組を実施したことから「B」と評定する。</p>
4. その他参考情報	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第7-1	第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項 1 施設及び設備に関する計画		
当該項目の重要度、 難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 23-18 事前分析表農林水産省 24-18 事前分析表農林水産省 25-⑱ 事前分析表農林水産省 26-⑱ 事前分析表農林水産省 27-⑩ 行政事業レビューシート事業番号：平成 24 年度 0283、0298 平成 25 年度 0323 平成 26 年度 0301 平成 27 年度 0172 平成 28 年度 0181

2. 主要な経年データ								
参考指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報
施設及び設備 の整備件数・ 金額 (千円)			件数：11 金額：355,731	件数：9 金額：2,022,665	件数：13 金額：1,043,243	件数：3 金額：80,510	件数：3 金額：197,340	

3. 中長期目標、中長期計画、業務実績等、中長期目標評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中長期目標	長期的な展望に基づき、老朽化対策を含め、業務の実施に必要な施設及び設備について計画的な整備に努める。						
中長期計画	業務の適切及び効率的な実施を確保するため、以下のとおり、重点的な研究開発の推進、省エネルギー対策等に必要な整備を計画的に行う。 このほかに、研究開発業務に必要不可欠である根幹的な施設の老朽化に伴う対策について、積極的な整備・改修に努める。						
	(単位：百万円)						
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>施設・設備の内容</th> <th>予定額</th> </tr> <tr> <td>研究開発用施設の整備・改修等</td> <td>1,161 ± 〇</td> </tr> <tr> <td>特別高圧受変電設備改修</td> <td>1,600</td> </tr> </table>	施設・設備の内容	予定額	研究開発用施設の整備・改修等	1,161 ± 〇	特別高圧受変電設備改修	1,600
施設・設備の内容	予定額						
研究開発用施設の整備・改修等	1,161 ± 〇						
特別高圧受変電設備改修	1,600						
主な評価指標	—						
法人の業務実績等・自己評価	<p>業務実績</p> <p>&lt;主要な業務実績&gt; (平成 23 年度)</p> <p>施設及び設備について、老朽化による業務への影響を考慮する観点から改修の箇所及び内容を選定し、下記の改修工事等必要な整備を計画どおり実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本所研究本館北棟設備改修【83,157千円】 設置後 33 年を経過し老朽化が著しく停電や災害時の安全が確保されていないため、エレベータの改修及び照明設備の改修を行い、環境整備を行った。</li> <li>○ 関西支所研究本館他空調設備改修【73,940千円】 空調設備を改修し業務運営、研究の円滑な推進を図るための環境整備を行った。</li> <li>○ 林木育種センター F2 世代開発推進交雑温室改修【74,573千円】 林業再生や低コスト林業に資するため、精英樹の F2 世代（次世代）、初期成長の良い品種の開発等が重要となっており、温室内で適宜配置した苗木同士で自然交配させることで良質な種子を屋外よりも短期間で採種するなどして効率化・省力化を図ることのできる施設を整備した。 【東日本大震災復旧・復興に係わる施設整備費】</li> <li>○ 本所特別高圧受変電設備の建屋修復・設備更新【平成 23 年度第 3 次補正：49,350 千円】</li> </ul>						

平成 23 年 3 月 11 日東日本大震災により、特別高圧受変電設備の建屋壁面や床面に多数の亀裂が生じ、甚大な被害が発生したため、修復工事の設計を行った。

- 本所構内温水配管の修復【平成 23 年度第 3 次補正：5,796 千円】  
平成 23 年 3 月 11 日東日本大震災により、構内で地中温水配管が亀裂し漏水したため、修復工事発注を行った。
- 本所森林内における放射性物質の測定設備の整備に伴う作業者の安全性確保に必要な施設等の整備【平成 23 年度第 3 次補正：62,719 千円】  
東京電力福島第一原子力発電所の事故により生じた放射性物質による森林の汚染状況の把握やその除染技術開発のため、環境影響に係る工事発注を行った。
- 東北支所研究本館暖房設備（ボイラー）、各室配備のラジエーター・配管類並びに浄化槽の改修【平成 23 年度第 3 次補正：2,940 千円】  
平成 23 年 3 月 11 日東日本大震災により、ボイラー及び浄化槽が致命的な損傷を受け、機能保持が困難な状況となったため、改修に係る設計を行った。
- 東北支所非常用発電装置の整備【平成 23 年度第 3 次補正：556 千円】  
保存されている研究業務遂行上、極めて重要な研究用材料を扱う設備に甚大な被害が発生したため、今後の不測の停電等に備え非常用発電設備を整備するため、発電装置の整備に係る設計を行った。
- 林木育種センター熱帯温室の修復【平成 23 年度第 3 次補正：1,320 千円】  
平成 23 年 3 月 11 日東日本大震災により、林木育種センター内で使用されている熱帯温室が被災したため、修復工事の発注を行った。
- 林木育種センター非常用発電設備の整備【平成 23 年度第 3 次補正：886 千円】  
平成 23 年 3 月 11 日東日本大震災により、林木育種センターでは最長 76 時間にも及ぶ停電が発生し、生き物である育種素材を扱う国内最大の林木遺伝資源研究施設に甚大な被害が発生したため、今後の不測の停電等に備え非常用発電設備を整備するため、設計発注に先立ち、事前調査を行った。
- 東北育種場の構内引き込み線・各施設配電用電力線の修復及び非常用発電装置の整備【平成 23 年度第 3 次補正：494 千円】  
平成 23 年 3 月 11 日東日本大震災により、冷凍状態で保存している貴重な植物体や林木の遺伝子、培養中のマツノザイセンチュウ等を扱う設備に甚大な被害が発生したため、今後の不測の停電等に備え、非常用発電設備を整備するため、発電装置の整備に係る設計を行った。

(平成 24 年度)

施設及び設備について、東日本大震災による被害の復旧や放射性物質に関する研究開発等のために必要な箇所及び内容を選定し、下記の改修工事等必要な整備を実施した。

【平成 24 年度施設整備費】

- ゲノム育種研究施設の整備【95,017 千円】※予算ベースでは 95,104 千円  
森林及び林業に関する総合的な試験・研究並びに林木育種事業を着実に推進するとともに、林木の優良な種苗の生産・配布、エリートツリー等の開発、育種年限の短縮（高速化）のため、既存の低温実験室を改修し、新たにゲノム・遺伝子レベルの高度な解析・研究が可能となる育種研究施設を整備した。
- 【東日本大震災復旧・復興に係わる施設整備費】
- 本所特別高圧受変電設備の建屋修復・設備更新【平成 23 年度第 3 次補正：1,574,770 千円】  
平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災により、特別高圧受変電設備の建屋壁面や床面に多数の亀裂が生じ、甚大な被害が発生したため、改修工事を行った。
- 本所構内温水配管の修復【平成 23 年度第 3 次補正：5,796 千円】  
平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災により、構内で地中温水配管が亀裂し漏水したため、平成 23 年度に修復工事発注を行い、修復工事を行った。
- 林木育種センター熱帯温室の修復【平成 23 年度第 3 次補正：1,988 千円】  
平成 23 年 3 月 11 日東日本大震災により、林木育種センター内で使用されている熱帯温室が被災したため、施設内のガラス及び照明機器等を整備した。
- 林木育種センター非常用発電設備の整備【平成 23 年度第 3 次補正：198,149 千円】  
平成 23 年 3 月 11 日東日本大震災により、林木育種センターでは最長 76 時間にも及ぶ停電が発生し、生き物である育種素材を扱う国内最大の林木遺伝資源研究施設に甚大な被害が発生したため、今後の不測の停電等に備え非常用発電設備を整備した。
- 東北支所研究本館暖房設備（ボイラー）、各室配備のラジエーター・配管類並びに浄化槽の改修【平成 23 年度第 3 次補正：78,509 千円】  
平成 23 年 3 月 11 日の東日本大震災により、ボイラー及び浄化槽が致命的な損傷を受け、機能保持が困難な状況となったため、改修工事を行った。
- 東北支所非常用発電装置の整備【平成 23 年度第 3 次補正：16,081 千円】  
極めて重要な研究用材料を冷凍冷蔵、恒温恒湿等により保存している設備に甚大な被害が発生したため、今後の不測の停電等に備え、非常用発電装置の整備工事を行った。
- 東北育種場非常用発電装置の整備・構内引き込み線及び各施設配電用電力線の修復【平成 23 年度第 3 次補正：14,019 千円】  
平成 23 年 3 月 11 日東日本大震災により、東北育種場において冷凍状態で保存している貴重な植物体や林木の遺伝子、培養中のマツノザイセンチュウ等、業務遂行上、極めて重要な試料、材料を扱う設備が不測の停電に陥ってその材料等の活性が失われれば、取り返しのつかない損失を受けることとなるため、非常用発電設備の設置工事及び構内引込線及び各施設用配電用電力線を整備した。
- 本所森林内における放射性物質の測定設備の整備に伴う作業者の安全性確保に必要な施設等の整備【平成 23 年度第 3 次補正：38,336 千円】  
東京電力福島第一原子力発電所の事故により生じた放射性物質による森林の汚染状況の把握やその除染技術開発のため、環境影響測定・分析を行

う作業者の安全性確保に必要な施設等の整備工事を行った。

(平成 25 年度)

老朽化が進んだ次の施設及び設備について、改修工事等の必要な整備を実施した。

【平成 25 年度施設整備費】

- 本所研究本館南棟空調設備改修【72,811 千円】※予算ベースでは 79,887 千円  
老朽化が進み、各部の腐食や冷温水管の破裂等発生しているため、研究業務等に支障が生じないよう空調設備の改修工事を行った。
- 【森林・林業関係試験研究機関防災対策事業費】※予算ベースでは 1,006,943 千円
- 本所研究本館南棟耐震改修【平成 24 年度補正：308,942 千円】  
大規模地震により倒壊又は崩壊の危険性があると耐震診断されていた研究本館南棟について、改修工事を行った。
- 本所自動火災報知設備改修【平成 24 年度補正：109,948 千円】  
火災信号の作動不良等数多くの問題点が生じていた研究本館及び別棟の自動火災報知設備について、改修工事を行った。
- 本所給水配管等改修【平成 24 年度補正：243,341 千円】  
老朽化が進み、漏水により室内の実験機器が浸水するなど、試験研究にも支障を来していた給水配管の更新工事、建物防水の改修工事を行った。
- 本所 RI 実験棟実験室設備の改修【平成 24 年度補正：24,343 千円】  
排水管等の老朽化による放射性同位元素の外部への漏洩を未然に防止し、法令の遵守並びに放射線業務に携わる職員の安全確保のため、排水設備等の改修工事を行った。
- 北海道支所研究本館耐震改修【平成 24 年度補正：111,350 千円】  
大規模地震により倒壊又は崩壊の危険性があると耐震診断されていた研究本館について、改修工事を行った。
- 北海道支所非常用発電装置更新【平成 24 年度補正：41,072 千円】  
老朽化が進み、停電時に作動不良のおそれがあるため、試験研究機関としての最低限の機能の維持及び試験研究用素材の保存・飼育に支障をきたすことがないように、非常用発電装置の更新工事を行った。
- 関西支所研究本館他 1 棟耐震改修【平成 24 年度補正：21,061 千円】  
大規模地震により倒壊又は崩壊の危険性があると耐震診断されていた研究本館及び育林棟について、改修工事を行った。
- 九州支所特殊実験棟耐震改修【平成 24 年度補正：31,090 千円】  
大規模地震により倒壊又は崩壊の危険性があると耐震診断されていた特殊実験棟について、改修工事を行った。
- 林木育種センター本庁舎屋上防水工事及び受水槽修繕【平成 24 年度補正予：24,972 千円】  
平成 23 年 3 月 11 日東日本大震災（震度 6 強）により、林木育種センターの本庁舎屋上及び受水槽において、ひび割れ等が発生し建物等に雨水等が浸透するおそれがあったため、本庁舎屋上等の防水工事並びに受水施設の整備を行った。
- 北海道育種場非常用発電装置整備【16,065 千円】  
平成 23 年 3 月 11 日東日本大震災（震度 6 強）により、林木育種センターでは最長 76 時間にも及ぶ停電が発生し、生き物である育種素材を扱う研究施設に甚大な被害が発生したため、今後の不測の停電等に備え、北海道育種場においても非常用発電設備を整備した。
- 関西育種場非常用発電装置整備【21,469 千円】  
平成 23 年 3 月 11 日東日本大震災（震度 6 強）により、林木育種センターでは最長 76 時間にも及ぶ停電が発生し、生き物である育種素材を扱う研究施設に甚大な被害が発生したため、今後の不測の停電等に備え、関西育種場においても非常用発電設備を整備した。
- 九州育種場非常用発電装置整備【16,779 千円】  
平成 23 年 3 月 11 日東日本大震災（震度 6 強）により、林木育種センターでは最長 76 時間にも及ぶ停電が発生し、生き物である育種素材を扱う研究施設に甚大な被害が発生したため、今後の不測の停電等に備え、九州育種場においても非常用発電設備を整備した。

(平成 26 年度)

老朽化が進んだ次の施設及び設備について、改修工事等の必要な整備を実施した。

【平成 26 年度施設整備費】

- 北海道育種場種穂増殖温室整備【40,672 千円】  
間伐等特措法の改正により、独立行政法人森林総合研究所は「特定母樹の増殖の促進を図るため、特定母樹を育成するための種穂の提供その他必要な支援を行う」よう規定され、これらの業務を円滑に進めるため種穂増殖温室を整備した。
- 関西育種場種穂増殖温室整備【37,678 千円】  
間伐等特措法の改正により、独立行政法人森林総合研究所は「特定母樹の増殖の促進を図るため、特定母樹を育成するための種穂の提供その他必要な支援を行う」よう規定され、これらの業務を円滑に進めるため種穂増殖温室を整備した。
- 関西育種場床面改修【2,160 千円】  
水質汚濁防止法の改正に伴い、有害物質による地下水汚染の未然防止のため、関西育種場 DNA 実験室の木製床面を耐薬品樹脂塗床に改修した。

(平成 27 年度)

老朽化が進んだ次の施設及び設備について、改修工事等の必要な整備を実施した。

	<p>【平成 27 年度施設整備費】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本所排水配管漏洩検知装置設置【73,603 千円】 水質汚濁防止法の一部を改正する法律が施行され、本所の埋設排水配管の漏洩を確認するため検知装置の設置を行った。</li> <li>○ 関西支所排水配管漏洩検知装置設置【34,560 千円】 水質汚濁防止法の一部を改正する法律が施行され、関西支所の埋設排水配管の漏洩を確認するため検知装置の設置を行った。</li> <li>○ 本所研究本館空調設備改修【89,177 千円】 本所研究本館（昭和 52 年度建築）の各室に設置されたファンコイルユニットは、経年劣化により、各部の腐食や水漏れ等が発生しており、冷暖房の能力の低下が生じてきていた。このため、職場環境の改善を図り、研究業務に支障が生じないように省エネ型のファンコイルユニットへの改修を行った。</li> </ul>																		
自己評価	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>&lt;評価と根拠&gt; 老朽化が進んだ施設及び設備、東日本大震災で被害のあった施設及び設備について、改修工事等必要な整備を予算を踏まえ計画的に実施したことなどを評価して、「B」と評価した。</p> </td> </tr> </table>	評価	B	<p>&lt;評価と根拠&gt; 老朽化が進んだ施設及び設備、東日本大震災で被害のあった施設及び設備について、改修工事等必要な整備を予算を踏まえ計画的に実施したことなどを評価して、「B」と評価した。</p>															
評価	B																		
<p>&lt;評価と根拠&gt; 老朽化が進んだ施設及び設備、東日本大震災で被害のあった施設及び設備について、改修工事等必要な整備を予算を踏まえ計画的に実施したことなどを評価して、「B」と評価した。</p>																			
主務大臣による評価	<table border="1"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">見込評価)</td> </tr> <tr> <td>評価</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>&lt;評価に至った理由&gt; ・予算を踏まえ計画的に、老朽化した又は東日本大震災で損傷した施設・設備の改修を行った。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>&lt;今後の課題&gt; ・改修すべき老朽化した施設が多数あるため、効果的・効率的な整備が必要である。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>&lt;国立研究開発法人審議会の意見&gt; ・予算の許す範囲で老朽化対策がなされていると思われる。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">(期間実績評価)</td> </tr> <tr> <td>評価</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>&lt;評価に至った理由&gt; ・予算を踏まえ計画的に、老朽化した又は東日本大震災で損傷した施設・設備の改修が行われた。</p> </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>以上のとおり中期計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評価する。</p> </td> </tr> </table>	見込評価)		評価	B	<p>&lt;評価に至った理由&gt; ・予算を踏まえ計画的に、老朽化した又は東日本大震災で損傷した施設・設備の改修を行った。</p>		<p>&lt;今後の課題&gt; ・改修すべき老朽化した施設が多数あるため、効果的・効率的な整備が必要である。</p>		<p>&lt;国立研究開発法人審議会の意見&gt; ・予算の許す範囲で老朽化対策がなされていると思われる。</p>		(期間実績評価)		評価	B	<p>&lt;評価に至った理由&gt; ・予算を踏まえ計画的に、老朽化した又は東日本大震災で損傷した施設・設備の改修が行われた。</p>		<p>以上のとおり中期計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評価する。</p>	
見込評価)																			
評価	B																		
<p>&lt;評価に至った理由&gt; ・予算を踏まえ計画的に、老朽化した又は東日本大震災で損傷した施設・設備の改修を行った。</p>																			
<p>&lt;今後の課題&gt; ・改修すべき老朽化した施設が多数あるため、効果的・効率的な整備が必要である。</p>																			
<p>&lt;国立研究開発法人審議会の意見&gt; ・予算の許す範囲で老朽化対策がなされていると思われる。</p>																			
(期間実績評価)																			
評価	B																		
<p>&lt;評価に至った理由&gt; ・予算を踏まえ計画的に、老朽化した又は東日本大震災で損傷した施設・設備の改修が行われた。</p>																			
<p>以上のとおり中期計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評価する。</p>																			
4. その他参考情報																			

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第7-2	第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項 2 人員に関する計画		
当該項目の重要度、 難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 23-18 評価結果農林水産省 23-12 事前分析表農林水産省 24-18 評価結果農林水産省 24-⑫ 事前分析表農林水産省 25-⑬ 評価結果農林水産省 25-⑫ 事前分析表農林水産省 26-⑬ 評価結果農林水産省 26-⑫ 事前分析表農林水産省 27-⑩、27-⑰ 行政事業レビューシート事業番号： 平成 24 年度 0283、0246、0410、0416、0427 平成 25 年度 0323、0123、0180、0187、0203 平成 26 年度 0301、0112、0167、0174、0196 平成 27 年度 0172、0106、0200、0207 平成 28 年度 0181、0211、0218

2. 主要な経年データ								
参考指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
年度当初の常勤 職員数(研究開 発)		736	711	701	686	692.5	709	・年度当初は各年度 4 月 1 日現在、 年度末は各年度の 3 月 31 日 現在の職員数
年度末の常勤 職員数(研究開 発)		711	698	674	670	673.5	687	・再雇用(再任用)職員のうち短 時間勤務(週 23 時間 15 分)の者 については 1 人当たり 0.5 人と換 算
年度当初の常勤 職員数(森林保 険)							19	年度当初は各年度の 4 月 1 日現在、 年度末は各年度の 3 月 31 日現在の 職員数
年度末の常勤職 員数(森林保険)							20	
年度当初の常勤 職員数(水源林 造成事業等)		472	418	394	365	359	356	年度当初は各年度の 4 月 1 日現在、 年度末は各年度の 3 月 31 日 現在の職員数
年度末の常勤職 員数(水源林造 成事業等)		461	415	389	364	358	361	
女性研究職員 採用数/研究 職員総採用数			1名/2名	1名/7名	6名/18名	5名/19名	7名/27名	

任期付研究員 採用数／研究 職員総採用数		0名／2名	0名／7名	9名／18名	2名／19名	5名／27名	
----------------------------	--	-------	-------	--------	--------	--------	--

3. 中長期目標、中長期計画、業務実績等、中長期目標評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	<p>(1) 人員計画 期間中の人事に関する計画を定め、その実現を図る。</p> <p>(2) 人材の確保 研究職の流動化を図り、一層の成果を挙げる観点から、若手研究者については、選考採用、任期付採用制度を有効に組み合わせ、女性研究者の積極的な採用を図りつつ、中期目標達成に必要な優れた人材を確保する。 森林保険業務の確実な実施、専門性の向上等のため、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保する。</p>
中長期計画	<p>(1) 人員計画</p> <p>ア 研究開発 研究開発業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の重点配置等を行う。 管理部門の効率化に伴う適切な要員配置に努める。 (参考1) 期首の常勤職員数 787人</p> <p>イ 森林保険業務 森林保険業務の効率的かつ効果的な推進を行うため、職員の適切な配置等を行う。 (参考2) 平成27年度当初の常勤職員数 36人</p> <p>ウ 水源林造成事業等 事業の見直し、組織の再編・統廃合、雇用確保対策及び業務運営の簡素化・効率化による職員の適切な人事等を推進する。 (参考3) 期首の常勤職員数 437人</p> <p>(2) 人材の確保 研究職員の採用については任期付採用制度の活用並びに若手研究者及び女性研究者の積極的な採用に留意しつつ、広く公募等により研究開発の推進に必要な優れた人材を確保する。 森林保険業務の確実な実施、専門性の向上等のため、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保する。</p>
主な評価指標	—
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>(1) 人員計画</p> <p>ア 研究開発 東日本大震災による東京電力福島第1原子力発電所の事故による森林への放射線汚染等影響に関する研究を行うため、平成23年10月1日付けで「放射性物質影響評価監」を新設した。 平成26年に通則法の一部が改正され、独法の内部ガバナンスの強化が求められたこと、及び次期中長期目標期間に向けて研究開発の成果の最大化を図ることが重要となったことから研究組織の検討を行った。具体的には、研究成果の普及や橋渡しを図る担当の研究コーディネーターを設け、また、最近の重要な研究課題を組織的に取り組むため、研究拠点の再編・拡大を図るなどを行った。 中長期目標期間中においては、退職者数と人件費を勘案しながら、必要な人材の確保に努めた。 管理部門については、平成26年度に発覚した不適正な経理処理事案を受けて、平成27年4月1日から用度課の購入依頼、契約事務、検収業務を牽制機能を持たせるような組織改編を行うとともに、新たにコンプライアンス推進室を設置し、再発防止に努めた。企画部門については、近年事務量が大幅に増えている研究管理科の体制の強化を図った。監査部門については、監査係を増設し、監事機能の強化に対応できる体制の強化を図った。 なお、再発防止策による組織再編を検証した結果、契約適正化推進室と検収部門の業務の平準化を図るため、平成28年4月1日改編に向けて検討した。また、企画部門についても、海外部門、研究管理部門及び産学官連携部門を中心に組織再編を同様に検討した。</p> <p>イ 森林保険業務 森林保険業務の確実かつ効率的・効果的な実施、専門性の向上等のため、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保し適切に配置した。</p>

	<p>ウ 水源林造成事業等 森林整備センターについては、業務の内容・規模を踏まえ効率的な業務実施体制となるように、適切な人事等を行った。</p> <p>(2) 人材の確保 研究職員の採用については、優れた人材を確保するために広く公募をかけた。具体的には、当所のホームページへの掲載、関連する大学及び都道府県研究機関への周知依頼、科学技術振興機構研究者人材データベースへ募集案内の掲示等を実施した。 その結果、第3期中期目標期間の採用数57名(うち女性15名)に対して289名(うち女性59名)の応募があった。また、任期付研究員についても採用数16名(うち女性5名)に対して55名(うち女性11名)の応募があり、多くの応募者の中から選考することができた。 採用者のうち、外国人研究職員を3名(うち女性1名)採用した。 森林保険業務の確実かつ効率的・効果的な実施、専門性の向上等のため、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保し適切に配置した。</p>
自己評価	<p>評定 B</p> <p>&lt;評定と根拠&gt; 管理部門の要員配置については、不正経理防止のために牽制(けんせい)機能を持たせるような組織改編を行った。 森林保険業務では、効率的・効果的な事業の実施や専門性の向上等のため、必要な人材の確保・適切な配置を行った。 森林整備センターについては、業務の内容・規模を踏まえ効率的な業務実施体制となるように、適切な人事等を行った。 研究職員の採用については、優れた人材を確保するために広く公募をかけ、女性研究者・外国人研究員等を積極的に採用した。 以上の結果から、目標を達成したと判断し、「B」と評定した。</p>
主務大臣による評価	<p>(見込評価)</p> <p>評定 B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt; ・研究開発については、女性研究者・外国人研究者を積極的に採用し、多様で優れた人材を確保した。 ・不適正な経理処理に対応しての組織再編など、課題を踏まえ適切に対応した。 ・森林保険業務については、効率的・効果的な事業の実施や専門性の向上等の観点から、適切な人材を確保し、配置したことについては評価できる。 ・森林整備センターの職員配置については、業務の内容・規模を踏まえ効率的な業務実施体制になるよう適切な人事配置を行ったことは評価できる。</p> <p>&lt;今後の課題&gt; ・事業の内容・規模の変化等を踏まえ、効率的に業務対応できるように適切な人事配置に努める必要がある。</p> <p>&lt;国立研究開発法人審議会の意見&gt; ・今後の課題として、研究および事業の継続・発展のために人材の確保を進めることが重要である。 ・中期計画に示された人員計画、人材の確保が実施されている。</p> <p>(期間実績評価)</p> <p>評定 B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt; (1) 人員計画 ア 研究開発 ・研究開発業務については、女性研究者・外国人研究者が積極的に採用され、多様で優れた人材が確保された。 ・不適正な経理処理に対応しての組織再編など、課題を踏まえ適切な対応が行われた。 イ 森林保険業務 ・森林保険業務については、効率的・効果的な事業の実施や専門性の向上等の観点から、適切な人材を確保、配置された。 ウ 水源林造成事業 ・森林整備センターの職員配置については、業務の内容・規模を踏まえ効率的な業務実施体制になるよう適切な人事配置が行われた。 (2) 人材の確保 ・広く公募をかけた結果、第3期中期目標期間に289名(うち女性59名)の応募があり57名(うち女性15名)を採用した。任期付研究員についても55名(うち女性11名)の応募があり16名(うち女性5名)を採用した。採用者のうち、外国人研究職員を3名(うち女性1名)採用した。 ・森林保険業務の確実かつ効率的・効果的な実施、専門性の向上等のため、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保し適切に配置した。</p> <p>以上のとおり中期計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評定する。</p>



4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第7-3	第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項 3 環境対策・安全管理の推進		
当該項目の重要度、 難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 23-18 評価結果農林水産省 23-12 事前分析表農林水産省 24-18 評価結果農林水産省 24-⑫ 事前分析表農林水産省 25-⑬ 評価結果農林水産省 25-⑫ 事前分析表農林水産省 26-⑬ 評価結果農林水産省 26-⑫ 事前分析表農林水産省 27-⑩、27-⑰ 行政事業レビューシート事業番号： 平成 24 年度 0283、0246、0410、0416、0427 平成 25 年度 0323、0123、0180、0187、0203 平成 26 年度 0301、0112、0167、0174、0196 平成 27 年度 0172、0106、0200、0207 平成 28 年度 0181、0211、0218

2. 主要な経年データ								
参考指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要 な情報
CO2 排出量	平成 20 年度比で 平成 23 年度から 平成 27 年度まで の間に 10%削減		9,916t-CO2 調整 9,823t-CO2 (13.0%)	10,919t-CO2 調整 10,816t-CO2 (4.1%)	11,548t-CO2 調整 11,245t-CO2 (1.4%増)	10,669t-CO2 調整 9,927t-CO2 (6.3%)	10,254t-CO2 調整 9,723t-CO2 (10.0%)	( ) は削減率
総エネルギー 使用量	平成 20 年度比で 平成 23 年度から 平成 27 年度まで の間に 10%削減		218,875GJ (11.6%)	230,471GJ (6.9%)	229,835GJ (7.1%)	204,504GJ (17.3%)	203,100GJ (17.9%)	( は) 削減率
上水使用量	平成 20 年度比で 平成 23 年度から 平成 27 年度まで の間に 7%削減		211,938 m <sup>3</sup> (28.1%増)	212,210 m <sup>3</sup> (28.3%増)	128,183 m <sup>3</sup> (22.5%)	96,555 m <sup>3</sup> (41.6%)	87,004 m <sup>3</sup> (47.4%)	( ) は削減率
労働災害件数			21	17	24	22	18	

3. 中長期目標、中長期計画、業務実績等、中長期目標評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	研究所は、環境に対する影響に十分な配慮を行うとともに、事故及び災害を未然に防止する安全確保体制の整備を行う。さらに、環境負荷低減のためのエネルギーの有効利用及びリサイクルの促進に積極的に取り組む。
中長期計画	事故及び災害を未然に防止するため、研究所に設置している関係委員会による点検、管理、施設整備等に取り組むとともに、教育・訓練を実施する。環境負荷の低減の観点から、施設の整備及び維持管理に取り組むとともに、資源・エネルギー利用の節約、廃棄物の減量化、循環資源のリユース及びリサイクルの徹底、化学物質の管理強化等を推進し、これらの実施状況について環境報告書として公表する。
主な評価指標	—
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	< 主要な業務実績 > 森林総合研究所における安全衛生に係る取組として、これまで主に ① 安全の確保については、安全衛生管理計画を策定し、産業医（非常勤）及び衛生管理者等による安全衛生委員会を毎月開催するとともに、職員等の安全及び衛生に関する事項について検討し対応策を講じるなど、計画に基づき実行した。また、大規模な地震災害に備え、「独立行政法人森林総合研

研究所業務継続計画」等に定める防災備品の備付け状況について点検を行った。

水源林造成事業等における現場業務の安全に一層配慮する観点から、「現場出張時の労働安全対策の手引き」を策定するとともに、安全管理・指導体制の整備を図った。また、蜂災害及びマダニ対策として、自動注射器、毒吸引器等の応急器具・防蜂網等の配布、蜂アレルギー検査の徹底、忌避剤等を現場事務所に配布した。さらに、現場事務所に備え付けている保護具等について拡充を図った。

水源林造成事業等の現場においては、打合せ会議等を通じ造林者等への技術指導の一環として労働安全衛生指導を実施した。

- ② 健康の確保については、メンタルヘルス対策として本所においてはカウンセリングルームを毎月 1 回開設するとともに、職員の健康管理の徹底及び健康診断結果に対する適切な対処に資するため、産業医（非常勤）による健康相談を随時実施した。

また、職員の心の健康づくり及び活気ある職場づくりに取り組むため、「心の健康づくり計画」を策定し、当計画に基づき、管理監督者に対するメンタルヘルス教育を実施するとともに、全職員を対象としたメンタルヘルス講演会を開催した。

さらに、安全衛生担当者等の各種研修及び講習の受講、業務に必要な免許並びに資格取得の促進に努めるとともに、設備・機械等の点検、作業環境の快適化及び耐震対策を図り、安全な職場環境の形成に努めた。

森林整備センターにおいては、管理職研修等の会議でメンタルヘルスに関する講義を行うとともに、会議等を通じてメンタルヘルス対策を各職場で適切に取り組むよう周知した。

- ③ このほか、「全国安全週間」（7 月 1～7 日）及び「全国労働衛生週間」（10 月 1～7 日）の期間中、職場内へのポスター掲示及びイントラネットへの記事掲載により労働安全衛生の徹底を図った。

放射線障害予防については、放射線業務従事者に対し、放射線の人体に与える影響や取扱い方法、安全対策、放射線障害の防止に関する法令等にかかわる教育訓練を毎年度行った。

環境対策については、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」及び「森林総合研究所温室効果ガス排出削減実施計画」に基づき、省エネルギーの推進に努めた。また、省エネルギー・省資源・廃棄物削減にかかる年度目標（数値目標）を設定し、更なる環境負荷の低減に努めた。

平成 23 年度以降東京電力福島第一原子力発電所事故等の影響により全国的に原子力発電所の稼働率が下がり電力供給不足が生じたため、夏期・冬期において節電対策に努めたことで、電力使用量の削減につながった。

平成 25 年度以降は、省エネルギー・省資源・廃棄物対策により、CO<sub>2</sub> 排出量、上水使用量等を削減するなどの環境配慮の年度目標（数値目標）を設定し、職員啓発のためにイントラネットや諸会議等で定期的に省エネルギー・省資源に関する情報提供及び協力依頼を行うなどにより、目標を達成した。

森林総合研究所の環境対策について、「環境報告書」を取りまとめて公表した。

施設関係について平成 23 年度は、研究本館のエレベータ 2 基を省エネ型へ更新して省エネルギーの推進を図った。また、イントラネットや諸会議等で定期的に省エネに関する情報提供及び協力依頼を行った。さらに、平成 22 年度に引き続き壁面緑化を実施し、冷・暖房運転の室内温度の適正管理による省エネルギーを実施した。

平成 24 年度は、劣化した変圧器を高効率変圧器に更新した。また、イントラネットや諸会議等で定期的に省エネルギーに関する情報提供及び協力依頼を行った。さらに、平成 23 年度に引き続き壁面緑化を実施するとともに、冷・暖房運転の室内温度の適正管理による省エネルギーを実施した。

平成 25 年度は、老朽化した給水配管の更新を行い、給水使用量を節減した。また、経年劣化した空調機について、省エネ型空調機に更新した。

平成 26 年度は、ボイラー等空調機器の設定条件見直しにより、電気、都市ガスの使用量を節減した。また、経年劣化した空調機器を省エネ型の空調機器に更新した。

平成 27 年度については、ボイラー等空調機器の設定条件見直しにより、都市ガスの使用量を節減した。また、経年劣化した空調機器を省エネ型の空調機器に更新した。

物品調達に当たっては、平成 13 年度から毎年度当初に定める「環境物品等の調達の推進を図るための方針（調達方針）」を職員に周知し、環境への負荷を少ない物品の購入を積極的に行う取組を継続して行っている。これに加え平成 27 年度は「地球に優しい木材利用モデル事業所を宣言して、可能な限り木材利用の促進に努め、温室効果ガスの削減、森林整備の普及につながるよう行った。

自己評価

評定

B

<評定と根拠>

安全衛生の推進では、安全衛生管理計画を策定し、安全衛生委員会を開催するとともに、職員等の安全及び衛生に関する事項について検討し対応策を講じるなど、計画に基づき実行した。また、蜂災害を防止するための自動注射器の配付、職員の健康管理に資するための産業医の活用やメンタルヘルス対策の周知など、安全衛生対策を推進した。

放射線障害予防については、放射線業務従事者に対し、教育訓練を毎年度行った。

環境対策については、省エネルギー・省資源・廃棄物削減にかかる年度目標（数値目標）を設定し、更なる環境負荷の低減に努めた。また、森林総合研究所の環境対策について、「環境報告書」を取りまとめて公表した

以上の結果から、目標の達成したと判断し、「B」と評定した。

主務大臣による評価

評定

B

(見込評価)

< 評定に至った理由 >

- ・老朽化した設備を省エネ型に更新するなどの取組により、省エネルギー・省資源・廃棄物削減にかかる年度目標を達成した。
- ・各種環境対策を実施し、その状況について環境報告書により公表した。
- ・水源林造成事業の現場業務における蜂・マダニ災害等への予防対策、応急対策が措置されていることは評価できる。
- ・安全衛生・健康管理に係る研修等により職員への周知がなされ、安全な職場環境の形成に向けた取組が行われていることは評価できる。

< 今後の課題 >

- ・引き続き、環境対策及び安全管理の取組の推進を図る必要がある。
- ・老朽化した設備の更新を進めていく必要がある。
- ・災害発生ゼロを達成するため、労働災害の未然防止のための取組の充実に努める必要がある。
- ・安全な職場環境の形成に向けた取組の推進を図る必要がある。

< 国立研究開発法人審議会の意見 >

- ・労働災害件数についてはゼロを目指すべく、より一層の教育・訓練の実施が望まれる。

(期間実績評価)

評定

B

< 評定に至った理由 >

- ・老朽化した設備を省エネ型に更新するなどの取組により、CO2 排出量、総エネルギー使用量、上水使用量の削減目標を達成し、環境負荷の低減に努めた。
- ・各種環境対策が実施され、その状況について環境報告書により公表された。
- ・水源林造成事業の現場業務における蜂・マダニ災害等への予防対策、応急対策が措置された。
- ・安全衛生・健康管理に係る研修等により職員への周知がなされ、安全な職場環境の形成に向けた取組が行われた。

以上のとおり中期計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評定する。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第7-4	第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項 4 情報の公開と保護		
当該項目の重要度、 難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省23-18 評価結果農林水産省23-12 事前分析表農林水産省24-18 評価結果農林水産省24-12 事前分析表農林水産省25-18 評価結果農林水産省25-12 事前分析表農林水産省26-18 評価結果農林水産省26-12 事前分析表農林水産省27-10、27-17 行政事業レビューシート事業番号： 平成24年度 0283、0246、0410、0416、0427 平成25年度 0323、0123、0180、0187、0203 平成26年度 0301、0112、0167、0174、0196 平成27年度 0172、0106、0200、0207 平成28年度 0181、0211、0218

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—								

3. 中長期目標、中長期計画、業務実績等、中長期目標評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	公正な法人運営を実現し、法人に対する国民の信頼を確保する観点から、情報の公開及び個人情報の保護を適切に行う。 また、「第2次情報セキュリティ基本計画」（平成21年2月3日情報セキュリティ政策会議決定）等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。
中長期計画	研究所の諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、情報公開業務の充実を図り、適正かつ迅速な対応に努める。 個人の権利及び利益を保護するため、研究所における個人情報の適正な取扱いをより一層推進する。 また、情報セキュリティポリシーに沿った対策を推進するため、実施基準、ガイドライン等を整備するとともに、役職員への教育、研修を実施する。
主な評価指標	—
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<主要な業務実績> 研究開発部門では、研究所の諸活動の社会への説明責任を的確に果たすため、法人文書の管理及び法人文書ファイル管理簿の電子化を図り、この管理簿については当所ホームページへ掲載した。情報公開制度に伴う開示請求については、外部機関が主催する情報公開・個人情報保護制度や公文書管理に関する研修会へ参加することにより開示者への適切かつ迅速な対応が行える体制を整えた。また、個人情報の適正な取扱いについては、個人情報の保護に関する研修会を開催して意識向上を図った。 森林保険センターでは、金融業務を行う組織として多数の個人情報を取り扱っていることから、情報の保護について適切かつ慎重に対応する必要がある。このため、平成27年4月に情報セキュリティ確保のために必要となる体制を整備するとともに研修計画を策定し、全職員を対象に情報セキュリティ全般を網羅した研修、知識習得の徹底を図るためeラーニングシステムを利用した研修、セキュリティインシデント発生時対応に備えた模擬訓練を行った。 また、当センターが委託するシステム運用会社、森林組合系統に対し、情報セキュリティに関する指示・指導を徹底するなど、当センターが保有する個人情報等の漏洩（ろうえい）防止等に万全を期すための対応を図った。 森林整備センターでは、国民への最新情報の提供及び迅速な対応を図るため、法人文書管理及び法人文書ファイル管理簿のデータ等の電子化に努めるとともに、公文書管理法に基づく適切な文書管理に努めた。また、情報公開制度に伴う開示請求については、開示請求者への適切な対応を図るとともに、迅速に開示を実施した。

	<p>「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成26年度版）」を踏まえて、情報セキュリティポリシーの改訂を行うとともに、情報セキュリティポリシーに沿った対策として、毎年、全役職員を対象とした情報セキュリティ研修及び自己点検を実施し、電子計算機等の廃棄時にデータを消去する処理を行った。また、平成25年度の情報セキュリティ事案も踏まえ、下記の業務により情報セキュリティ対策を推進した。</p> <p>①「情報の格付け及び取扱制限に関する実施基準」の制定ならびに「情報セキュリティハンドブック」の作成と併せ、全役職員を対象とした「適切な情報管理」の研修を実施し、情報の流失等の防止に努めた。</p> <p>②高度化するサイバー攻撃に備え、所内の管理体制と連絡体制を確認するとともに、農林水産技術会議事務局技術政策課情報システムセキュリティ管理者向け研修会に担当者を参加させた。</p> <p>③内閣官房情報セキュリティセンター策定の「政府統一基準群」を踏まえて管理対策区域を設定し、施設等の対策を実施した。また、「標的型メール攻撃」に対する訓練を実施した。情報セキュリティ教育の受講漏れの防止や役職員の理解度の把握と知識習得を目的としてeラーニングシステムを導入した。</p> <p>④WindowsXPをはじめとするサポート切れソフトウェアの廃棄・更新を強力に推進した。全ての業務用電子計算機に管理番号を付与し、管理体制を強化した。</p>	
自己評価	<p>評定</p>	<p>B</p> <p>&lt;評定と根拠&gt;  情報公開業務を適正かつ迅速に行うため、法人文書ファイル管理簿情報の電子化を図るなど、法人文書管理の充実を図った。  平成25年度に発生した情報セキュリティ事案にも、全役職員を対象とした情報セキュリティ研修、システムセキュリティ管理者向け研修会への担当者の参加、「標的型メール攻撃」に対する訓練を実施し、eラーニングシステムの導入など情報セキュリティポリシーに沿った対策の強化・推進などにより適切に対処した。  以上の実績から、目標は達成したと判断し、「B」と評定した。</p> <p>&lt;課題と対応&gt;  公的機関に対し、標的型攻撃をはじめとするサイバー攻撃は大きな脅威となっている。これに対応するには、業務に使用するパソコン等について、①管理者権限を持つユーザアカウントの利用制限、②ソフトウェアをインストールする場合の事前申請・許可制の導入と徹底、③インストールされているソフトウェアの把握と管理、等を行う必要がある。</p>
主務大臣による評価	(見込評価)	
	<p>評定</p>	<p>B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;  ・法人文書の管理及び法人文書ファイル管理簿の電子化を行うとともに、情報公開制度に伴う開示請求に適切かつ迅速な対応を行う体制を整備するなど、情報公開を推進した。  ・「情報の格付け及び取扱制限に関する実施基準」「情報セキュリティハンドブック」を作成し、情報セキュリティの強化を推進した。  ・全職員を対象とした情報セキュリティ研修等が行われ、情報セキュリティに対する意識向上が図られていることは評価できる。  ・平成25年度に「標的型メール攻撃」により職員のメールアドレスが盗用される事案が発生したことは遺憾であるが、その後研修・訓練等を実施して再発防止に努めた。</p> <p>&lt;今後の課題&gt;  ・引き続き、研修等により個人情報扱う職員の意識向上を図る取組や情報セキュリティ対策の強化等により、個人情報の流出等の防止に取り組む必要がある。</p> <p>&lt;国立研究開発法人審議会の意見&gt;  ・情報公開のため法人文書ファイル管理簿情報をホームページに掲載したことは評価に値する。情報セキュリティに関しては引き続きウイルス感染の予防等に努めていただきたい。</p>
	(期間実績評価)	
	<p>評定</p>	<p>B</p> <p>&lt;評定に至った理由&gt;  ・法人文書の管理及び法人文書ファイル管理簿の電子化を行うとともに、情報公開制度に伴う開示請求に適切かつ迅速な対応を行う体制を整備するなど、情報公開が推進された。  ・「情報の格付け及び取扱制限に関する実施基準」「情報セキュリティハンドブック」が作成され、情報セキュリティの強化が推進された。  ・全職員を対象とした情報セキュリティ研修等が行われ、情報セキュリティに対する意識向上が図られた。  ・平成25年度に「標的型メール攻撃」により職員のメールアドレスが盗用される事案が発生したことは遺憾であるが、その後研修・訓練等を実施して再発防止に努めた。  ・森林保険業務については、多数の個人情報を扱う金融業務という点を踏まえ、情報セキュリティ確保のために必要な体制整備等の取組が実施された。</p>

以上のとおり中期計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評定する。

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
第7-5	第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項 5 積立金の処分		
当該項目の重要度、 難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	政策評価書：事前分析表農林水産省 23-18 評価結果農林水産省 23-12 事前分析表農林水産省 24-18 評価結果農林水産省 24-⑫ 事前分析表農林水産省 25-⑱ 評価結果農林水産省 25-⑫ 事前分析表農林水産省 26-⑱ 評価結果農林水産省 26-⑫ 事前分析表農林水産省 27-⑩、27-⑰ 行政事業レビューシート事業番号： 平成 24 年度 0283、0246、0410、0416、0427 平成 25 年度 0323、0123、0180、0187、0203 平成 26 年度 0301、0112、0167、0174、0196 平成 27 年度 0172、0106、0200、0207 平成 28 年度 0181、0211、0218

2. 主要な経年データ								
参考指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	(参考情報) 期初積立金額 当該年度までの累積処分額
積立金処分額 (研究・育種勘定) (千円)		1,179,529	252,808	794,173	51,074	31,222	13,854	期初積立金額 1,179,529 千円 累計処分額 1,143,131 千円
積立金処分額 (水源林勘定) (千円)		1,047,574	—	250,000	250,000	250,000	297,574	期初積立金額 1,047,574 千円 累計処分額 1,047,574 千円
積立金処分額 (特定地域整備等 勘定) (千円)		4,058,682	131,806	110,480	140,873	195,871	239,214	期初積立金額 4,058,682 千円 累計処分額 818,244 千円

3. 中長期目標、中長期計画、業務実績等、中長期目標評価に係る自己評価及び主務大臣による評価	
中長期目標	
中長期計画	(1) 研究・育種勘定 前期中長期目標期間繰越積立金は、前期中長期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等及び東日本大震災の影響により前期中長期目標期間において費用化できず当期中長期目標期間に繰り越さざるを得ない契約費用に充当する。  (2) 水源林勘定 前期中長期目標期間繰越積立金は、借入金利息及び債券利息に充当する。  (3) 特定地域整備等勘定 前期中長期目標期間繰越積立金は、負担金等の徴収及び長期借入金若しくは債券の償還に要する費用に充当する。
主な評価指標	—
法人の業務実績等・自己評価	
業務実績	<主要な業務実績> (1) 研究・育種勘定 前期中長期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に 1,143,131 千円を充当し、



	<p>収支の均衡を図った。</p> <p>(2) 水源林勘定 前期中期目標期間繰越積立金は、借入金利息及び債券利息に充当し、借入金等の償還を円滑に行った。</p> <p>(3) 特定地域整備等勘定 前期中期目標期間繰越積立金は、負担金等の徴収及び長期借入金若しくは償還に要する費用に充当し、負担金の徴収等を円滑に行った。</p>								
自己評価	<table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>&lt;評価と根拠&gt; 積立金を定められた使途に充当し、適正な処理を行ったことから、中長期計画は達成し、「B」と評価した。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 積立金を定められた使途に充当し、適正な処理を行うことが必要である。</p> </td> </tr> </table>	評価	B	<p>&lt;評価と根拠&gt; 積立金を定められた使途に充当し、適正な処理を行ったことから、中長期計画は達成し、「B」と評価した。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 積立金を定められた使途に充当し、適正な処理を行うことが必要である。</p>					
評価	B								
<p>&lt;評価と根拠&gt; 積立金を定められた使途に充当し、適正な処理を行ったことから、中長期計画は達成し、「B」と評価した。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 積立金を定められた使途に充当し、適正な処理を行うことが必要である。</p>									
主務大臣による評価	<p>(見込評価)</p> <table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>&lt;評価に至った理由&gt; ・各勘定において、中期計画で定められた使途に積立金を充当し、適正に処理される見込である。</p> <p>&lt;国立研究開発法人審議会の意見&gt; ・積立金は中期計画で定められた目的使途に使われている。</p> </td> </tr> </table> <p>(期間実績評価)</p> <table border="1"> <tr> <td>評価</td> <td>B</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>&lt;評価に至った理由&gt; (1) 研究・育種勘定 ・前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に 1,143,131 千円を充当し、収支の均衡を図った。 (2) 水源林勘定 ・前期中期目標期間繰越積立金は、借入金利息及び債券利息に充当し、借入金等の償還を円滑に行った。 (3) 特定地域整備等勘定 ・前期中期目標期間繰越積立金は、負担金等の徴収及び長期借入金若しくは償還に要する費用に充当し、負担金の徴収等を円滑に行った。</p> <p>各勘定において、中期計画で定められた使途に積立金を充当され、適正に処理された。このように、中期計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評価する。</p> </td> </tr> </table>	評価	B	<p>&lt;評価に至った理由&gt; ・各勘定において、中期計画で定められた使途に積立金を充当し、適正に処理される見込である。</p> <p>&lt;国立研究開発法人審議会の意見&gt; ・積立金は中期計画で定められた目的使途に使われている。</p>		評価	B	<p>&lt;評価に至った理由&gt; (1) 研究・育種勘定 ・前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に 1,143,131 千円を充当し、収支の均衡を図った。 (2) 水源林勘定 ・前期中期目標期間繰越積立金は、借入金利息及び債券利息に充当し、借入金等の償還を円滑に行った。 (3) 特定地域整備等勘定 ・前期中期目標期間繰越積立金は、負担金等の徴収及び長期借入金若しくは償還に要する費用に充当し、負担金の徴収等を円滑に行った。</p> <p>各勘定において、中期計画で定められた使途に積立金を充当され、適正に処理された。このように、中期計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評価する。</p>	
評価	B								
<p>&lt;評価に至った理由&gt; ・各勘定において、中期計画で定められた使途に積立金を充当し、適正に処理される見込である。</p> <p>&lt;国立研究開発法人審議会の意見&gt; ・積立金は中期計画で定められた目的使途に使われている。</p>									
評価	B								
<p>&lt;評価に至った理由&gt; (1) 研究・育種勘定 ・前期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用等に 1,143,131 千円を充当し、収支の均衡を図った。 (2) 水源林勘定 ・前期中期目標期間繰越積立金は、借入金利息及び債券利息に充当し、借入金等の償還を円滑に行った。 (3) 特定地域整備等勘定 ・前期中期目標期間繰越積立金は、負担金等の徴収及び長期借入金若しくは償還に要する費用に充当し、負担金の徴収等を円滑に行った。</p> <p>各勘定において、中期計画で定められた使途に積立金を充当され、適正に処理された。このように、中期計画に沿った取組が実施されたことから「B」と評価する。</p>									

4. その他参考情報